

リスボン大地震におけるポルトガル王権の

緊急政策と社会各層の救援活動

― 巨大災害における国家・組織・個人 ―

## 第三章 緊急政策と救援活動の推進 その一

### 第一節 震災第四日（一七五五年十一月四日火曜日）防災守護聖人の日

- 一 飢饉と悪疫の防止
- 二 食糧の確保と供給
- 三 食糧の輸送と車馬の点検
- 四 水路による食糧輸送
- 五 盗賊の逮捕と処刑
- 六 盗品の押収と管理
- 七 盗賊の広域捜査
- 八 風紀の規制と徒食者の拘束
- 九 軍隊による暴動防止
- 十 アレンテージョからの支援
- 十一 港湾と水上の危機管理
- 十二 外国船舶の査察
- 十三 各地要塞での厳戒
- 十四 罹災艱苦の諸相

### 第二節 震災第五日（一七五五年十一月五日水曜日）

- 一 地方への救援開始
- 二 アルガルヴェへの支援
- 三 セトウバルへの救援
- 四 首都離散の禁止
- 五 国外出航への査察
- 六 遺体の埋葬と葬儀

## 第一節 震災第四日（一七五五年十一月四日火曜日）防災守護聖人の日

### 一、飢饉と悪疫の防止―防災の守護聖人ポロメオ

大地震発生から不断に続いた震動がやや減少する一方、十一月四日首都一帯ではなお大火が燃え続けた。アジューダの仮設御所では國務尚書カルヴァリオの主導のもとに、緊急政策と危機管理の策定が一層強力に推進される。この日に発せられた法令は、食糧の輸送・供給、港湾の警備と防衛、盗賊の搜索・処刑など今次最多の十二に及ぶ。なかでも全般的な飢餓を防止すべく、食糧の確保と供給が最大の課題であった。

食糧の供給に関する公文書はフレイレ編『リスボン大地震緊急政策編纂』において第二項目〈飢餓の防止〉として収録され、編者の区分けによれば二四件の緊急政策、添付された文書をも算出すれば、二六件の勅令や布告に及ぶ。第一項目〈遺体の処理と埋葬〉に続けて、フレイレが執筆した第二項目の解題を、本稿では行論の便宜上ふたつに分けて訳出する。

#### フレイレ編『緊急政策編纂』解題

##### 第二項目 飢餓の防止（上）

死せる者の埋葬が敬虔に行われるとともに、生ける者への博愛的な救援が遅滞なく実践された。幸いにも死を免れ、周りの惨状に耐える人たちも、かかる壊乱と窮乏のなかでかならず飢餓に襲われるからである。愛徳深き国王陛下は迅速で効果的な勅令によつてこれに対処された。命を受けてリスボン市庁参事会会頭（アレグレテ）侯爵は、配下の評議員を首都各市門に派遣し、各地から運ばれる食糧を受取させた。それらを焼け残った荒墟の食品とともに公正に配分し、従来の手続きとは係りなく、貧民への食物供与を可能にしたのである。

こうした目的のため法令が発せられ、震災前の価格を変えずに、日々の食糧を民衆に供するよう命じられた。なおまた、緊急政策の方針に沿つて国王陛下はすべての魚介類を免税にされるとともに、各地に幾多の貴頭を派遣して、確実かつ迅速に食糧を調達させ、離散した民衆に便利な売店であらゆる必需品を提供させた。しかしながら、ペストのように王国を浸蝕する輩、独占で私腹を肥やす輩が、売り惜しみ、民衆を苦しめることを厳しく制御する必要があった。こうした実情を陛下も聴聞されたため、不正な取引で貧民を踏みこむ悪業には、懲戒として重罪を科せられた。①

中世以降ヨーロッパの各地はたえず食糧の不足に悩み、飢饉の危険に曝されていた。なかでも「一三二一五年、一三二六年、一三二七年にピレネ山脈からロシア平原まで、さらにはスコットランドからイタリアまで荒廃させた飢饉とペストは、中世における他の災害に比して関連する史料も多く、とくに興味深い研究課題」とされる。② イギリスでは食糧を争奪する騒擾が一七〇九年エセックスで、一七二七年キングズウッドで発生し、一七四〇年には穀倉

① Freire, *Memórias das Príncipeas Providencias*, pp.6-7.

② Henry S. Lucas, *The Great European Famine of 1315*, in *SPECULUM, A Journal of Mediaeval Studies*, vol.5, no.4, pp.343.

の掠奪や商店の破壊に及ぶ暴動が国内各地に拡大した。しばしば飢饉は疫病の蔓延、戦争の惨禍、支配者の悪政と重つて深刻となり、暴動や反乱に惹起する。フランス革命の誘因のひとつが飢饉であることはよく知られているが、十八世紀の前半にも凶作と飢饉の時期が数次繰り返された。空前の寒冷にパリが凍結した凄惨な月日、一七〇九年をはじめ一七二五年、一七四〇年、一七四九年の艱苦がそれである。食糧の窮乏は絶対王政の地盤を揺がせ、一七二五年にはノルマンディとパリで暴動が発生した。また、「一七五二年にはルアンで繊維労働者が三日間市庁を選挙し、穀倉や倉庫を襲撃した。このとき竜騎兵三連隊の出勤によつて、反徒の十名が射殺され、他の五名も処刑された。」<sup>①</sup>

ルイ十四世の晩年一七〇八年は十月から冬期の寒さとなり、翌年の一月五日パリでは氷点下四十度にまで気温が降下した。凄惨な年一七〇九年の艱苦と飢饉については、マルセル・ラチヴェルの災害史研究がとくに詳細である。

(一七〇九年には) 四月中旬から全土が恐怖に覆われた。四百人から五百人も貧民の群れが、食物を求めて田野や市街を彷徨い、掠奪や放火に及ぶ危険もある、と四月十四日トゥールの収税吏は報告する。同月二三日バヴィルをはじめラングドックの司教らが痛切に援助を求め、カルカソヌの司教も獣類の死体が道路に散乱すると訴えた。五月二日ランスの公吏が誌すところによれば、農村部から四千人の流浪者が流入し、(同市の人口三万のうち) 一万二千人の細民は救貧院支給のバンでのみ命を繋ぎ、いまにも払底するかと毎朝怯える。「四歳か五歳の幼な子に、」とブルゴーニュの検事正は記録する。「母親はパンを与えられず、羊のように牧草を食べさせる。」ブルゴーニュ総督のブルボン公爵も同年七月国务会議の冒頭に付言した。かつてないほど国民すべてが施しを渴望し、その大半は靴下や木靴にも欠くのである、と。(中略)

同年五月パリでは慈善協議会『現時の惨状を訴える緊急告知』と題して広報が印刷され、ロワールの全域、メーヌからベリまで、トゥレーヌからガティネまでの各地で救民する聖職者の凄絶な委細を伝えている。統計学がいまだ定まらぬ時代であり、ここに誌される甚大な数値に疑問を抱きながらも、飢饉に瀕する群衆が街道に溢れる描写をここに採録したい。五月五日ブレソワ地方のオンザンのある聖職者はつぎのように書いた。「骸骨のような民衆四百人あまりに神の教えを説いた。彼らは生のアザミ、ナメクジ、獣類の死体や廃残しか食べられず、生ける屍としか見えない。」同月十日パリのある教区司祭は伝える。「三週間にわたり私は、ボース、ブレソワ、トゥレーヌ、シャルトラン、ヴァンドモワを巡回した。大半の町や村で死者が相継ぎ、三体か四体ずつ纏めて埋める。庭園にも道路にも死んだ者と死につつある者が横たわる。今日はヴァンドモワへ行き、五百人あまりの貧民に囲まれた。彼らの顔貌は鉛色か蒼白で、異常な肉食による瘤起<sup>りゅうつき</sup>ため、醜く変形している。当地の下町では頭部を覆う麦藁も、口にする一片のパンもなく、人々が石畳に伏し、息絶えるのである。

マルセル・ラチヴェル著『凄惨なる歲月―偉大なる国王の治下の飢饉』(一九九一年) ②

右記の研究には飢饉におけるフランス聖職者の救民活動も誌されているが、フレイレ執筆の第二項目解題でも飢饉防止に関連して王室の深厚なる恩愛とともに、宗教団体と聖職者の貢献が特筆される。

### フレイレ編『緊急政策編纂』解題

① George Rude, *The Crowd in History: A Study of Popular Disturbances In France and England, 1730-1848*, London, 1981. p.22.

〈参照〉ジョージ・リユーデ著、古賀秀男ほか訳『歴史における群衆』、世界文化社、一九八二年。二六一―二七、四五一―四六頁。

② Marcel Lachiver, *Les années de misère, la famine au temps du Grand Roi*, Prais, 1991. pp.359-360.

## 第二項目 飢餓の防止(下)

飢餓に陥らず、糊口を凌ぐだけでなく、満ち足りた生活には至らずとも、生きるのに欠かせぬ物資を供することが、緊急政策の趣意であった。これを眺めるだけで、受け入れるのみで、自己の宝庫を開けて、飢える人々を救わない者は、国王陛下の深厚なる憐憫の情に背く。かくして御心の温情と雅量に相応しい仕方です、とりわけ大量で多様な物資を、彼らに施すことが要請された。控えめにしても、陛下の偉大なる魂についてここで語らざるをえない。

王室の徳行は生ける律法であり、神聖な模範としてただちに国民はその後塵を拝した。貧しからぬ者は不幸な罹災者に邸宅と倉庫を開放し、彼らの避難と生活を支援した。また、必要とされるときには、持主が家財を貸すことも提案され、実行された。

宗教団体の愛徳的な活動がとくに顕著であり、力能と徳操において傑出したことに感謝し、彼らの榮譽をここに記録する。確かな情報によれば、貧民へ奉仕するため、みずからは衣食を節約することを、自己の戒律とした。とくに神聖な営為として日々の食物を節しつつ、彼らは法悦を感じたと言われる。結論的には原始キリスト教の幸ある世紀がここに再生したのである。かくも広博で熱烈な愛徳は、慈愛深き神の手で親しく培われたものであろう。

①

奇しくも震災第四日、十一月四日は防災の守護聖人、聖カルト・ボロメオの記念日であった。ミラノ大聖堂の大司教ボロメオは、飢饉とペストに襲われた一五七六年、救護活動に身命を賭したのである。歿後ローマ教皇パウロ五世は彼を聖者の列に加え、十一月四日を追慕する日と定めた。一七一三年神聖ローマ皇帝カルロス六世はペストの終息を記念して、ウィーンに壮麗なカルロス教会を建立し、災害の守護聖人ボロメオを追慕する絵画と彫刻をそこに配した。また、一七二〇年マルセイユにおけるペスト蔓延の際にも、当地の聖職者は彼を模範として救護活動を続けた。② ヨアン・ジウサノによる詳細な評伝から一文を引用する。

いまだ三八歳にしてボロメオは、つねに命を懸けて、民衆に尽す覚悟を抱いた。みずから家々を廻り、ペストの患者と被疑者すべてを訪ねたのである。どこでも一歩踏み込むや、惨憺たる光景に出会った。身も心も見棄てられたまま、不幸な犠牲者が死に瀕する有様に、胸裂かれる思いである。

もつとも陰惨な光景を呈したのは、市壁の外にあるペストの隔離施設、聖グレゴリオ治療院である。箱形の建物がいくつかの部屋に仕切られ、広い中庭の礼拝堂へどこからも通じる。水を張った堀がお城のように建物全体を囲み、正門からしか出入りできない。伝染病の感染者と被疑者が大量にこの施設で詰めにされ、艱苦と凄惨を極めるのである。疫病の噂を市政の役人が耳にするや、疑わしき人たちを自宅等からただちに治療院に移動させ、牢獄にも等しい荒寥たる部屋になんの救護もなく閉じ込める。そこでは惨状を募らせるように、時々刻々新たな患者が運び込まれ、ときにはわが父、わが母、わが子がなんら治療も秘蹟も受けず、なんの支えもなく息絶えるのを眼前に見詰める。

聖者ボロメオが訪れるや否や、暗鬱な施設では耳を聳する絶叫が響き、窓辺に駆け寄り寄る患者たちは、彼に向けて両手を掲げ、同情を求めてあるいは号泣し、あるいは呻吟する。肉親の病死を悼む者もあり、身の苦痛に悶える者もいるが、みな心身への救いを求め、哀歌を合唱した。

「慈悲ふかき師父よ、我らを見棄て給うな！崇高なる大司教・枢機卿下よ、我らに慈愛を！我らすべての牧者よ、見棄てられた哀れな愛し子に救いの御手を！」

ボロメオの胸に憐憫の情が溢れたことは言うまでもない。彼の目が涙で曇ったが、その場で応じ切れぬ無念さに落

① Freire, *Memórias das Principaes Providencias*, pp.7-8.

② St. Charles Borromeo in *Catholic Encyclopedia*, online.

涙を止めえない。極力善処するとの言葉が、せめてもの慰藉と約束であった。不幸な患者たちはポロメオの涙と慰めで心を癒し、救助の約束に信頼を寄せた。〈中略〉

いち早く施しを行ったが、ポロメオの博愛は広汎に渡るものであった。必要な物資や品々を施療院に届けるだけでなく、自身の家具の多く、ベッドすらも贈ったのである。また、所有する銀の皿をすべて造幣局へ送り、それを貨幣に鑄造させて、患者の救済に転用した。慈善への求めがますます殖えるため、自己の司教区はもとより、他の教区でも浄財を募った。

疫病を怖れてミラノの聖職者層が躊躇ちゆうちよするので、ポロメオはスイス溪谷で司祭と従者を募り、聖グレゴリオ施療院での葬儀を委ねた。死者の数が日々増加し、それでも充分でない。異常な事態に直面して彼があらためて聖職者層に説いたのは、心して俗事より離れ、博愛的な活動に献身することにはかならぬ。その努力が無駄ではなかった。長上の同意を得て、多くの聖職者が欣然と参加したのである。ポロミオはこの世に生きる者に他者への援助という幸せを教え、同胞に尽すべく多くの男女がわが身を危険に曝した。彼らのために大司教は小冊子を書き、究極救済の道を説くとともに、博愛的な活動に授けられる永遠の褒賞について教えた。

ヨアン・ジウサノ著『ミラノ大司教Ⅱ枢機卿カルト・ポロメオの生涯』(一八八四年刊) ①

## 二、食糧の輸送と供給

被災者への食糧供給に関する勅令は、まずリスボン参事会会頭第四代アレグレテ侯爵に発せられた。参事会会頭はリスボンの市長に相当し、生産物の取引と商品市場の運営を管理するのは、もともと都市自治体の要務である。したがって、参事会評議員には食糧用意の確認と食品供給の管理が命じられた。勅令に基づく國務尚書布告には、これに伴う混乱と騒擾を防ぐため、軍隊出動の要請も付記される。

★緊急政策第二三 発令一七五五年十一月四日ノ一 食糧の供給をリスボン参事会会頭アレグレテ侯爵に命ずる勅令

(『緊急政策編纂』第二ノ六) たちちに運航できるはしけ船や船舶を、インド商務院前の棧橋からペドラ埠頭に至る河岸に停泊させ、食糧倉庫に蔵される食品すべてについてバイシャ地区監督官に報告 書を作成させるよう、また特命を受けた参事会評議員二名の立会いでそれらの食品を配分する旨、リスボン住民の居住地や避難緑地へ布告するよう、(アレグレテ) 侯爵に命ずる勅令

【勅令】  
謹白。

国王陛下におかれては (アレグレテ) 侯爵閣下につきの勅令を発せられた。すなわち、パンをはじめ各種食品の需要に迫られるリスボン住民は、すべて河岸へ行き、指定の場所、指定の食糧倉庫の前に参集するよう、彼らの居住地や避難緑地に布告されたい。

なお、この布告は食糧を求める住民の要望を叶えるとともに、飢餓の恐怖を妄想として彼らの脳裡から払い除けるためである。各地区の監察官に (アレグレテ) 侯爵閣下閣下が指示したとおり、小麦、小麦粉、米、バター、鱈、野菜など種々の食品を蔵するすべての食糧倉庫が厳重に管理される。さらに侯爵閣下のもとで厳密な一覧が作成され、王宮広場とリビエラ河岸の定められた箇所、参事会評

議員二名の立会いのもとにそれらは配分される。船や船舶の停泊と投錨をふたつの河岸とその付近に限定されるとに、確保できた食品を個々に食糧倉庫へ搬入することも、国王陛下は許可された。これらすべてについて本年十月の平均価格を超えぬよう、定価が規制される。

同じく国王陛下は（アレグレテ）侯爵閣下に以下の施策も命じられた。すなわち、他の参事会評議員に命じて、広場に運ばれるあらゆるパンと野菜を点検させ、被災者救済のため食糧倉庫に収蔵させることである。また、すべての都市、リスボン近郊の裁判管轄区、リバテージョ地方、アレンテージョ州において同じ趣旨の布告を掲示されたい

リスボン近郊の農民と住民についても、前述の二カ所およびロシオ広場で、食品を入手できるよう、アレグレテ侯爵閣下は指示されたい。

また、それらの輸送を円滑にすべく、非常事態における四輪馬車の監督官として、リスボン高等法院裁判官ジョゼフ・デ・セアブラ・ダ・シルバを任命し、必要に応じてその運用を求めるよう、国王陛下は（アレグレテ）侯爵閣下に命じられた。閣下に神護が授けられるよう祈る。

一七五五年十一月四日 ベレン宮廷

（國務尚書）セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

（リスボン参事会会頭アレグレテ侯爵閣下）

#### 【布告】

謹告。

国王陛下におかれてはつぎの施策を命じられた。すなわち、パン、野菜、米、バター、小麦粉、乾物、鮮魚など多様な食品を輸送するすべての船と船舶は、インド商務院棧橋からペドラ埠頭へ至る沿岸に停泊し、陸揚げすることである。これら食品の購入を希望する住民は、指定された河岸一帯に参集し、リスボン市庁参事会評議員二名の立会いによつて、王命により本年十月の平均価格を超えぬ値段で入手できる。

一七五五年十一月四日 ベレン宮廷

（國務尚書）セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

なお、国王陛下は民衆の騷擾を防止すべく、前述の地点に警備のため二大隊を駐屯させるよう王国軍総司令官、兵馬総帥（マリアルヴァ）侯爵に命じられた。①

② リスボン参事会の淵源は初代の国王アルホンソ一世より授与された特認状に存するが、その権限と構成は幾多の歴史の変遷を閲している。国民の窮乏と宮廷の紛糾ののち、一三八五年アヴェス王朝創建したジョアン一世は、リスボンの商工業者に擁護されるとともに、彼らの同業組合に自治的な市政を委ねた。こうして首都の行政を担う参事会は、主要な同業組合を母体として成立し、審議と執行にあたる評議員二四名とその総代が親方衆から選出された。

② その後大航海時代の進展を背景に一四三四年決議の執行を推進すべく、執政官四名が評議員のなかから選ばれ、当初執行官の人選は月毎に、おそらく輪番で決められたが、やがてより強固な職務として一年間の期限が定められ

① Freire, *Memórias das Princesas Providencias*, pp.65-67.

② Oliveira, *Elementos para a Historia da Municipio de Lisboa*, tomo I, pp. 1-3.

た。経済政策の策定をはじめ市政全般にわたる権限が法的に確立され、首都中心部に親方衆二十四会館（参事会館）が建設されるのは、一四八四年である。なお、参事会の審議と執行を主宰する親方衆総代一名は、スペイン統治下の一六二〇年頃から市民総代と命名され、一七五五年震災においても重要な任務を課せられる。① 評議会の所掌事項は、産業の開発や市場の開設をはじめ、環境の整備、公衆衛生、治安の維持、さらには教育施設や慈善事業の育成など、生活の全般にわたるものである。

自治体リスボンを統率する参事会会頭は、同業組合相互の均衡を保ち、王権との連携を円滑にするいわば名誉職であった。審議と執行の実務的な主宰者は市民総代と考えられる。各年度の執政官は前年の十二月に人選が行われ、年明けの参事会建白において公表された。通例としては執政官を兼務する評議員四人氏名、序列、職種のみが記載され、他の評議員については氏名の記載もなされていない。ただし、一七五五年十二月日に改選された翌年度役員については、震災時の重要な使命をおそらく考慮して、執政官兼任の四名を含む評議員全員の氏名と職種が明記されている。以下主としてオリヴェイラ編『リスボン市史古文書集成』により各年度の参事会役員をここに列記する。

### リスボン参事会役員名簿

リスボン参事会会頭（一七五二年―一七五八年）

アレグレテ侯爵フェルナオ・テレス・ダ・シルヴァ

リスボン参事会一七五二年度役員

市民総代 ジョアン・シルヴェストル・ダ・シルヴァ

評議員兼執政官一 アントニオ・ゴメス

同二 カエタノ・ジョゼ

同三 ミゲル・ロドリゲス

同四 ジョアン・フランススコ

リスボン参事会一七五三年度役員

市民総代 アントニオ・ロドリゲス・デ・レアン 銀細工師

リスボン参事会一七五四年度役員

市民総代 ニクラウ・ルイス・ダ・シルヴァ 銀細工師

評議員兼執政官一 ジョアン・バチスタ・アルマオ 靴業者

同二 ジョゼ・ロドリゲス・ピント 靴業者

同三 アントニオ・ゴンザレス 陶器業者

同四 テオトニオ・ダ・コスタ 彩色タイル業者

リスボン参事会一七五五年度役員

① Glaydson Gonçalves Matta, *Corporativas e a reforma do Tradiçao e modernidade: práticas s ofícios em Lisboa no século XVIII*, Lisboa, 2011, pp.23-24. online.



|                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| 市民総代            | フランシスコ・ロドリゲス・ラーゲ         |
| 市民副総代 (緊急)      | アントニオ・ロドリゲス・デ・レアン 銀細工師   |
| 同二 (緊急)         | ニクラウ・ルイズ・ダ・シルヴァ 銀細工師     |
| 総務              | ニクラウ・ルイズ・ダ・シルヴァ 銀細工師     |
| 同二 (緊急)         | クリストヴァオ・ダ・シルヴァ 本屋副書記官    |
| 評議員兼執政官一        | ジョアキム・デ・グヴェイラ 桶屋         |
| 同二              | マヌエル・カレスマ 毛織物業者          |
| 同三              | ジョゼ・ロドリゲス 板金業者           |
| 同四              | ミゲル・コスタ 呉服屋              |
| リスボン参事会一七五六年度役員 |                          |
| 市民総代            | ドミンゴス・ロドリゲス・ピント 馬具製造     |
| 総務              | ジョゼ・レベロ 刀剣屋              |
| 評議員兼執政官一        | アントニオ・ダ・シルヴァ・パエス 綱製造     |
| 同二              | マヌエル・ジョアン 旋盤工            |
| 同三              | フランシスコ・ドアルト・ロマオ 陶工       |
| 同四              | マヌエル・ドス・サントス・フィアリオ 菓子屋   |
| 評議員             | ドミンゴス・アルヴェス・レゴ 菓子屋       |
| 同               | ヴィセンテ・デ・オリヴェイラ 銀細工師      |
| 同               | ドミンゴス・デ・ソウサ 帽子屋          |
| 同               | アントニオ・フランシスコ・バプチスタ 刺繍工   |
| 同               | イナシオ・ゴンサルヴェス 桶屋          |
| 同               | マヌエル・デ・アブリユ 桶屋           |
| 同               | ジョゼ・アントネス・フェレイラ 金箔工      |
| 同               | アントニオ・ジョゼ・サ・シルヴァ 理髪師     |
| 同               | アントニオ・モンテイロ・デ・リマ 呉服屋     |
| 同               | アレクサンドル・ダ・シウヴァ・フェレイラ 仕立屋 |
| 同               | ベルナルチノ・ルイス 石工            |
| 同               | ジョアン・アントネス 靴業者           |
| 同               | マヌエル・ロペス 靴業者             |
| 同               | エレテリオ・ジョゼ・チアス 蠟燭製造       |
| 同               | アントニオ・カルヴァリオ 馬具製造        |
| 同               | ジョアン・ダ・シルヴァ・バチスタ 大工      |
| 同               | ジョアン・ドス・サントス・ファインハ 職工    |
| 同               | ジョアン・リベイロ・ラポソ 蠟燭製造       |

①

一七〇三年に生れた第四代アレグレテ侯爵フェルナオ・テレス・ダ・シルヴァは、三身分会議代議員、ジョゼ一世

親衛兵、近衛騎馬連隊隊長を歴任し、一七五二年から参事会会頭の職務にあった。①リスボン市長に相当するこの地位には、信望ある清廉な貴族が任命され、ポルトガル王権と都市自治体の連携、さらには各種同業組合の均衡を維持するのが、通常は主要な任務とされる。ルリセラールセルセイラ侯爵家と同じく歴代のアレグレテ侯爵は、国政への功績と豊かな学殖で著名である。再独立したポルトガルへ再度スペインが侵攻するや、二七歳の初代アレグレテ侯爵マヌエル・ダ・シルヴァは、アメイクシアルの激戦に従軍し、エヴォラ奪還に貢献した。その後高等法院院長やパラチナ駐在公使を務めた彼は、大航海時代を築いた国王の評伝『シヨアン二世の偉勲』をラテン語で執筆し、リスボンとハーグでこれを上梓した。第二代アレグレテ侯爵も一七〇七年スペイン継承戦争において軍隊を指揮し、さらにオーストリア駐在大使としてハプスブルク家の皇女マリア・アナとポルトガル国王ジョアン五世との縁組を成就させる。帰国後は国家財政審議官や枢密顧問官を歴任する一方、ラテン語の学殖を高く評価され、一七二〇年王立歴史アカデミーの創設に際しその特命会員および審査委員に選ばれた。十四行詩『劇的なる家系』等の著作のほか、彼が遺した多数の書簡は、ポルトガル史の貴重な史料とされる。さらに参事会会頭の父、第三代アレグレテ侯爵マヌエル・ダ・シルバはラテン学者であるとともに、歴史学と数学にも通曉し、その学識は国際的に著名であった。一六八二年に生まれた彼は、王立歴史アカデミアの終身書記官を勤め、多数の著作を遺した。すなわち、一七二七年に公刊された「ポルトガル王立歴史アカデミア史」、『韻文と箴言』、『ポルトガル史提要ーシヨアン三世まで』、十二巻から成る『地球の歴史』、『印刷術の起源』、『歴史学入門』、韻文による歴史書『カルセドニア宗教会議からコンスタンチノーブル宗教会議まで』、そのほかラテン語で綴られた多数の称辞、箴言、頌歌である。②

『世界地震史ーリスボン大地震』においてモレイラ・デ・メンドンサは、飢餓防止に関する一連の緊急政策を左記のように伝える。リスボン参事会への勅令、軍隊の出動による物資の確保、被災者に対する食糧供給、参事会評議員への配置要請、水産物への免税措置、これらの実質的な成果。救援活動の展開を簡潔・的確に表現した美事な一文である。

【第五四七項】 早くも十一月一日国王陛下は國務尚書を通じてリスボン市参事会会頭アレグレテ侯爵に、壊滅した王都とすべての地域を救うため、軍隊、人材、資金、さらには王立貯蔵倉庫を運用するよう指令された。これこそ国王陛下の仁愛を永遠に証左し、わが宮廷の信義と栄光を示ものである。まもなくリスボン参事会の評議員詰所が王宮広場トリベイラ河岸に設けられ、国火災を免れた中心部や沿岸部へ、王国軍の援護のもとに食物を配分させた。(この救済措置を各地区の行政官が点検することも命じられた。) また、陸路で届く食糧を各市門で受理し、市民に混乱なく分配するよう、他の評議員も多数派遣された。参事会を主導する市民総代が補強され、書記官ニクラウ・ルイズ・ダ・シルバと(前市民総代)とアントニオ・ロドリゲス・デ・レオンが急遽起用された。住民救援のためこれらの方々は、多大の熱意と活力をもって行動され、さらなる食糧の調達にも奔走された。また、恩愛深き国王陛下は市門を経て搬入される食品のすべて、さらにはベレムからサンタレムに至る河岸で取引される魚介類すべてに免税の措置を講じ、翌年一月までこの特典を持続するよう命じられた。震災直後とくに憂慮された飢餓の事態が、かかる賢明な緊急政策によって完全に防止された。

モレイラ・デ・メンドンサ著『世界地震史』(一七五八年) ③

① Antonio Caetano de Sousa, *Memorias Historicas, e Genealogicas dos Grandes de Portugal*, Lisboa, 1755. pp.74-75.

Alegrete (4º Marques de) Esteves Pereira e Guilherme Rodrigues, em *Portugal Dicionário Histórico*, Lisboa, 1915. online.

② Caetano, *op.cit.*, pp.61-62, 67-68, 72-73. Alegrete (1º Marques de), Alegrete (2º Marques de), and Alegrete (3º Marques de) em *Portugal Dicionário Histórico*, online.

③ Moreira de Mendonça, *op.cit.*, pp.142-143.

モレイラ・デ・メンドンサの記録には、リスボン入口の各市門へ参事会評議員が配され、陸路で搬入される食糧を受理したと記述される。十二世紀イスラム勢力からリスボンで奪還した初代国王アフォンソ一世は、城砦都市に商工業者の市場を開設するとともに、サン・ジョルジュ城の周囲に直径約一キロの市壁を築き、サント・アントニオ教会正面のフェロ門など十二の市門を設けた。二世紀後の一三七二年国王フェルナンドは、この市壁をほぼ三倍に拡張し、三三の市門と塔を配置する。こうしていわゆるフェルナンド市壁の内側がリスボン旧市街の原型となった。ジュリオ・デ・カステリヨによる古典的なポルトガル地誌を参照する。

これらの関所はスペインからの侵攻を防禦するためもあったが、ポルトガル各地における産業の発展に即応するものであった。すなわち、アルマダセジンプラ、パルメラ、セトウーバル、コイナ、ベナヴェンテ、テージョ沿岸の生産者には水路での輸送を、またシントラ、カスカイス、トレス・ヴェドラス、マフラ、アランケル、アトギア、ルリンハ、チエイロス、ポヴォス、ヴィラ・フランカ、アルデア・カレガの生産者には陸路での輸送に便宜を与えた。

ジュリオ・デ・カステリヨ著『ポルトガル地誌―過去と近代』（一八九三年） ①

こうした市門のうちリスボンへの商品搬入を検問したのは、クルーズ門、サン・ヴィセンテ門、サント・アンドレ門、サンタ・カテリーナ門、カタケハラス門の五カ所である。② なかでもアルファマ西北端のサン・ヴィセンテ門（ムーア門）はとくに重要であり、アレグレテ侯爵歴代の邸宅がこれに隣接していた。第二次大戦の直後に刊行されたアウグストス・ダ・シルヴァ著『フェルナンド市壁』は、リスボンの市壁と市門に関する綿密な考証であつて、サン・ヴィセンテ門とその周辺の由緒についても詳細である。

サン・ヴィセンテ門（ムーア門）はムーア人街とアレグレテ侯爵拱門街の交差点に位置する。この市門はアレグレテ侯爵拱門とも呼ばれ、現在（一九四八年）も保存されている。原初の市壁建造に際して建立され、重要な街道の起点として首都北方の近郊、サン・タナ山地の溪谷やグラッサ、サン・ジエンス、ペンハ・デ・フランサなどの山腹へ通じた。十四世紀の後半にはフェルナンド市壁を護る強固な砦のひとつとなり、サンタ・カタリーネ門とともに堅く護られて、クルーズ門やサント・アントオ門よりも重視された。〈中略〉

一六七四年国王ペドロ二世は首都交通の支障を軽減するため、種々意見を徴され、リスボン参事会につきのとおり提起された。「四輪馬車の通過を可能にすべく、ムーア門の塔を取り壊すとともに、ノヴァ・ダ・パルマ街の難路を避け、カノス街経由でロシオ広場へ達するよう改造されたい。」

かかる王命を尊重して同年まもなく工事が実施され、やがてムーア門はアレグレテ侯爵拱門の別名を帯びる。別名の由来は十七世紀の末葉アレグレテ侯爵家の豪邸が拱門の側面に構築されたことによる。サン・ヴィセンテ門（ムーア門）東側の市壁は一六七四年完全に撤去され、跡地を占めた建物も一九〇〇年に取り壊された。現在そこには映画館リスボン劇場が存立する。〈中略〉

この豪邸はアレグレテ侯爵家として最後の建造物であり、フェルナンド市壁の当該部分とサン・ヴィセンテの塔を取り壊し、祖先の住居と遺構の地に建造された。新築の工事は一六九四年に開始され、建設資金の不足もあつて一六九八年にようやく完成した。

アレグレテ侯爵家邸は一七五五年の大地震で多大の被害を蒙り、やがて部分的に再建された。かつての豪壮さは失われたが、以後は商工業のための建物、さらには労働者層の施設として供される。アレグレテ侯爵家の子孫をはじめ、

① Julio de Castilho, *A Ribeira de Lisboa*, Lisboa, 1893. p.94.

② Joao Bautista de Castro, *Mappa de Portugal antigo, e Moderno*, Lisboa, 1763. tomo III, pp.75-78.

親族のペラルヴァ侯爵家やタルカ伯爵家によって保存されたが、一九四六年一月リスボン市庁は第十代タルカ伯爵夫人から接收し、首都交通の発展のため同年これを解体した。

アウグストス・ダ・シルヴァ著『フェルナンド市壁』(一九四八年) ①

サン・ヴィセンテ門と同じく生産物の輸送を検問するクルーズ門は、リスボン河岸の東北端に位置し、現在のサント・アポロニーヤ駅の向側、軍事史料館がその旧蹟である。ここへの街道は田園地帯のマルヴィラや商易の要地サントレムに通じ、遙かにアレンテージョ州への陸路でもあった。サント・アンドレ門はアルファマ丘陵の東北、受胎修道院の横手に構える。シアード地区の西北端サンタ・カテリーナ門は、現在のカモンイス広場南側、イタリア系の口レート教会に隣接する。ここからの街道は近郊のカンポリートを経て、コスタ・デ・リスボア州のケルースやシントラに至る。また、コルト・レアルの北側に築かれたカタ・ケ・ハラス門は、河岸地区の西端としてテージョ河に沿ってベレンやカスカイスに達する。

### 三、食糧の輸送と車馬の点検

これらの市門を通過する農産物や水産物は、主として荷車や牛馬で近郊から運ばれた。食糧の供給に係わる勅令は、農村部からの輸送手段へと進む。食品の売り惜みを禁じたのと同じく、荷車の提供など支援を農民や地主に求めたと思われる。輸送の範囲を考慮して広域を管轄するリスボン高等法院に勅令が下される。

★緊急政策第二四 発令一七五五年十一月四日ノ二 (リスボン高等法院裁判官) ジョゼフ・デ・セアブラ・ダ・シルバに命じる勅令

(『緊急政策編纂』第二ノ七) リスボン各地区と首都近郊の牛馬と荷車を厳密に点検し、食糧の迅速な輸送を地主に要請するよう、(リスボン高等法院裁判官) ジョゼフ・デ・セアブラ・ダ・シルバに命じる勅令

#### 【勅令】

謹白。

国王陛下におかれてはジョゼフ・デ・セアブラ・ダ・シルバ閣下につきのごとき勅令を発せられた。すなわち、リスボン諸地区、首都近郊、首都圏七地域に蔵される牛馬と荷車について、荘園領主の土地をも含め、ただちに厳密な調査を行い、その結果に基づいて各裁判区の司法官に適切な指示を下されたい。なぜなら、現在の急務に即応して国王陛下は、生活の糧を確保うべく、万全の法的措置を構じられた。現地での厳密な調査が必要と判断される場合には、いかなる場所であろうと、直々の巡察によつて輸送への障害を除去するとともに、自己の田畑に専念し、勤勉に耕作する農民を保護されたい。また、運搬に利用できると閣下が判断された牛馬と荷車について、リスボン市庁参事会会頭(アレグレテ) 侯爵に報告され、リスボン住民の命綱との言うべきパンや食べものを配分することを、国王陛下はシルバ殿に委託された。貴官に神護が授けられるよう祈る。

一七五五年十一月四日 ベレン宮廷

(國務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

さきに述べたとおり、ポルトガルでは穀類が恒常的に不足し、相当の部分を輸入に依存したが、広大なアレンテージョ州の広大な田野など、国内各地でも小麦は栽培されていた。ほかにも多様な農産物が古来生産され、都市部の膨大な人口を支え、国外へも輸出された。食肉や乾物や乳製品、さらには野菜と果物について、『ポルトガル地誌』の説明を参照する。

食肉について述べれば、疑いもなくあらゆる種類の家畜がわが王国に存在する。あるいは海軍や船団の食糧として、大量に消費され、あるいは羊毛としてイギリスや北欧諸国との交易で相当に取引されるが、これらはミンホの豊かな畜産を立証する。バイラの美味な雌牛と子牛、アエンテージョの女雄羊と子羊と子豚、シントラ山地の子山羊は言うまでもなく、フランドル産やパルマ産より上質なフラメンゴ、牛乳、乳脂、バター、チーズも造られる。バイラのハム、アレンテージョの乾肉も忘れてはならぬ。

狩猟についてはどうか。アルガルヴェ、メルトラ、ポルテル、アルメイリム、アラビダ、シントラ等の山地やヴィッサの狩猟場で捕獲できる鹿、ピンヘイロの狩場やポルテル、ヴェサオ、グランドラ、アルカセル等の山地で撃ち取る猪を挙げよう。ベルレングス、アルカントラ、ノッサ・センホラ・カボで捕らえる兎は、独特の風味で酒肴となる。(中略)

イタリア人やフランス人の羨望的、野菜について想起しよう。ベイラ、アゼタオ、セトゥーバルでは特大のハボタシと巨大な大根が育つ。コンデ町のキャベツ、ベジャやバレーザオで産するの食用カルドン、サンタレムのはしり野菜。リスボンからレグスの範囲にも多くの荘園が点在し、そこには豊富で便利で健全な農場や菜園がある。また、遍くテージョ沿岸に、食用の樹根や青草、さらには芳香性の灌木が繁茂することを特筆したい。外国人も認めるとおり、ポルトガル人は植物学への向学心を抱き、草木の薬効に詳しいので、医家たちはインド産の鎮痛剤、軟膏、香料をも処方できる。

カステリヨ著『ポルトガル地誌』(一八九三年) ②

これらの食品は農村部において常時商品として生産され、大量に都市部へ輸送されていた。リスボン近郊をはじめポルトガルの全域が、大地震の被害を受けながら、地方では食糧の貯蔵がなお保持されたはずである。自由都市発展の基盤として自治的な商工業者の組織を浮彫にした歴史家アンリー・ピレンヌは、ブルジョアジーの伸張と商品市場の繁栄が、農村部の生産様式をも変化させたと強調する。なかでも都市近郊の村落では封建的な経済が部分的に崩れ、計画的な商品の生産と出荷によつて自身の生活が向上することを、農民が自覚するに至った。

都市人口の増大は農村部の経済機構を直接揺がせた。農業生産の目的が以前には農民の生活維持と封建領主への租税納付に止っていた。商易もできず、販路に欠ける時代に、始末に困る剰余の産物を農民が企図するはずはない。境遇の革新など思いもよらぬ農民は、日々の糧と目先の準備だけで満足したのである。町々の市場も微々たるものであつて、剰余生産物を恒常的には捌き切れず、伝統的な羈絆きはんの脱出と、農作の創意工夫へ彼らを導くことはなかった。しかるに活気づいた市場にいまや買い手が満ち溢れ、商品を出荷して売却できる可能性が突如現れたのである。これなる絶好の機会を逃す者があるうか。あり余る収穫を得た農民、自由にそれを売捌ける。彼らの耕作は休閑地にま

① Freire, *Memórias das Princesas Providencias*, pp. 68-69.

② Castro, *op.cit.*, tomo II, pp.163-164, 166.

で拡張された。こうして農民の労働が新たな意義を帯びるに至る。すなわち、働けば働くほど、利益と貯蓄を増し、より安楽な生活に達するという意義である。農地による余剰生産物が耕作者自身の所得とされたことも、好条件のひとつに数えられる。荘園制の定めによって領主の権利が不変の比率に固定され、農地による年収の増加は小作人の実益となった。①

#### 四、水路による食糧輸送

ポルトガルはヨーロッパきつての海洋国であり、海の幸にも恵まれている。セトールバルはつとに古代から漁場として名高く、大西洋沿岸やテージョ河岸には多くの漁村が発達した。リスボンへ入港する船舶は、各地の水産物だけでなく、重量の嵩む小麦等も搭載したとされる。そうした水路による食糧輸送については、ポルトガル海軍の統率者に勅令が発せられた。

★緊急政策第二五 発令一七五五年十一月四日ノ三 港湾の食糧を輸送させるよう、アブランテス侯爵に命じる勅令

(『緊急政策編纂』第二ノ十) 各地の船着き場に積まれた食糧を調査し、これを輸送する巡察船を用意することを、ロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼスに指示するようアブランテス侯爵に命じる勅令)

#### 【勅令】

謹白。

国王陛下におかれてはつぎのごとき勅令をアブランテス侯爵閣下に発せられた。すなわち、各地の船着き場に積まれた食糧の調査と輸送のため、ただちに役立つ巡察船を用意することを、ロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼスに指示されたい。なお、国王陛下はかかる任務の統率をロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼスに委任された。閣下に神護が授けられるよう祈る。

一七五五年十一月四日 ベレン宮廷

(國務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

(アブランテス侯爵閣下)

②

都市自治体の発展は大西洋やテージョ河の沿岸部をも鼓舞し、商品生産の振興と住民の生活向上へと導いた。第二の都市ポルトでは漁民が人口の三割を占め、ペデルネイラ(ナザレ)、ペニッシェ、カスカイス、セトールバルなどの港町は水産業で活気に溢れる。一七世紀テージョ両岸には河港からスペインへの国境近く、ヴィラ・ヴェルハ・デ・ロダスまで二四の船着き場が建設され、アブラントに百八十艘、サンタレムに百艘、アルコエテに四十艘の輸送船が用意されていた。③一七三〇年パリで刊行された著者不詳『リスボン細叙』には、ポルトガルの食生活における魚介類の重要性や漁村からの水産物輸送が描写されている。

① Pirenne, *op. cit.*, pp.187-188.

〈参照〉ビレンヌ著、今来陸郎訳、前掲、一九一―一九二頁。

② Freire, *Memórias das Principaes Providencias*, pp.72-73.

③ Jose Mattoso ed., *Historia de Portugal*, Lisboa, 1993. volume III, pp.333-336.

王宮広場からさらに河岸近くへ行くと、豊富な魚市場が見られる。広大な売場に莫大な量の魚介が積み、手軽に買えるので、当地の住民は好んで夕食を肉抜きで済ませます。テージョ河には新鮮な鱒が豊富であり、百尾につき三スーか四スー、千尾での十スーから十二スーで売られる。塩漬けもされて国内各地へ送られ、貧しい人々の欠かせぬ糧となるが、膨大な漁獲を手早く捌き切れず、余儀なく一部を投棄する場合もある。これら大量の魚介は毎日二百艘か三百艘のカラベル船やムレタ船に積み、時々刻々魚市場へ到着するのである。ちなみに平素は地味な漁夫の女房が、ときには金の宝飾を腕や首に付け、金の指輪・十字架・耳飾りで装って、財産の大きさや豪華な衣装を誇るのがある。

著者不詳『リスボン細叙』（一七三〇年） ①

## 五、盗賊の逮捕と処刑

震災第四日に浮上した新たな課題は、被災者の錯乱に乗じた犯罪への対象である。リスボンでは大地震の衝撃に乗じた掠奪が続発し、犯行を隠滅する放火も発生した。左記の政令では被災地における治安の悪化が憂慮され、犯人の迅速な逮捕と処刑が指令された。高等法院院長と司法機関に係わる政令であって、国王の承認は記されていないが、勅令とは異なり文書の宛先と國務尚書の署名が付されていない。

### ★緊急政策第二六 発令一七五五年十一月四日ノ四 犯罪の防止と盗賊の処刑を命じる政令

（『緊急政策編纂』第五ノ二十一ノ一日午前以降に発生した掠奪の容疑者を、口頭による即決裁判へに訴追し、判決の当日ただちに処刑する旨の政令）

#### 【政令】

宮廷への上奏によれば、被災した本月一日午前より首都リスボンとその近郊において、神を畏れぬ忌まわしき盗賊のため、寺院は蹂躪され、邸宅は侵害され、路上ですら強奪が横行する。彼らは荒墟の建物に侵入し、キリスト教の信仰だけでなく、人間の本性にも背く犯罪を犯したのである。これら悪辣な罪状に徴して、通常の処置では足りず、凶悪な犯罪を即刻防止すべく、迅速で厳格な処罰が絶対に必要と宮廷は判断される。したがって、かかる犯罪の容疑者をすべて口頭の即決裁判に訴追し、犯行を確認すべきこと、ついでリスボン高等法院院長（ラフォエス）公爵統率のもとで、即刻口頭の判決を下すよう命じる。また、これら即決裁判の判決がすべて遅滞なく行われるよう、常時治安部門を担当する裁判官も早急に任命される。かかる判決は宣告の当日容赦なく執行されたい。以上の施策が実効あるよう、これらに抵触するすべての法律、政令、先例、規則は停止され、無効とされる。高等法院院長閣下はこの政令を諒承され、執行に当たられる。

ベレン、一七五五年十一月四日

右記の政令を国王陛下は<sup>いんきよ</sup>允許された。

治安悪化にとりわけ怯える外国人在留者は、盗賊の跳梁と犯人の処刑をいち早く記録した。イギリス人貿易商によるつぎの書簡は、群盗の侵入、警吏の出撃、犯人の逮捕を迫真の筆致で伝えている。

① Anonime, *Description de la ville de Lisbonne*, Paris, 1730. pp.41-43.

② Freire, *Memórias das Principaes Providencias*, pp. 98-99.

地震がまだ終わらぬうちに、無人の家々で破廉恥な群盗が掠奪を始めました。建物がいつ頭上に墜落するかと、住民が怯えて自宅を離れたからです。掠奪者を逮捕せよ、また抵抗する際には射殺せよ、と急遽警吏へ命令が発せられました。偶々私が遭遇したのは、盗賊逮捕のため警吏数名がある邸宅へ踏み込むところです。家財を奪い尽くした群盗が、警吏の接近に気づきました。ひとりの盗賊が部屋の窓際から喇叭銃らっぱを突きつけ、「汝らをただちに殺すぞ！」と喚きます。「俺たち十人、みな命知らずよ、死ぬのが嫌なら、退き下がれ！」これを虚勢と見て警吏らは、威嚇にすこしも臆せず、邸内へ突進しました。しかし、頑強な抵抗。狭間に身を潜めた盗賊にひとりの警吏が射殺され、他の一名も胸元に重傷を負います。しかし、盗賊は第三の警吏に銃を奪われ、即座に逮捕された。そのまま牢獄へ護送され、翌日死刑を執行されたのです」①

治安の悪化について多くの在留者が証言するなかで、治安の保持、犯罪の実態、罪人の処刑を比較的詳しく語るには、雑誌『ジエントルマンズ・マガジン』に掲載された十一月十九日付書簡である。執筆者の氏名は記されていないが、ここでは全市にわたる警備の様子だけでなく、王権による被災者救援の成果も伝えられる。

#### 無署名、一七五五年十一月十九日付リスボンからの報告

震災第四日ポルトガル国王は王命を発せられ、兵士には首都全域の道路で警備し、無人の家々へ侵入する盗賊を阻止すること、また住民には可能なかぎり家財を防禦することを命じられました。外出する者はみな厳しく点検され、追求されたのです。すべての道路に龍騎兵と騎馬が駐屯し、近隣諸国へ流出しそうな人物、なかでも勤労者や職人を阻止しました。財貨を携え、所有者との証しを持たぬ者は、盗賊として逮捕され、翌日には判決と処刑を受けました。そのために首都の盛り場数カ所に絞首台が建立されたのです。さらに国王は国民の救済にも尽力され、穀物や小麦粉や米を大量に供されました。これにはイギリスからの支援が格別な助けとなりました。こうして飢饉への不安が解消し、製粉所の再開も命じられました。肉屋も店開きをし、雄牛や羊が王国各地から運ばれます。厳重な点検が済むまで船舶は止め置かれ、貿易商や船客の所有でない物品は搭載しないと船長らは誓約しました。従来高率に課税された魚介類をも含め、すべての食品が免税にされています。

『ジエントルマンズ・マガジン』一七五五年十二月号 ②

## 六、盗品の押収と管理

盗賊の逮捕に関連して盗品の押収と管理についても勅令が発せられた。ここには書かれていないが、群盗による巨額の掠奪、群盗と海賊の野合も予想され、軍部による執行が指示される。

★緊急政策第二七 発令一七五五年十一月四日ノ五 押収記録の作成を陸軍経理主任アントニオ・ロペス・デユラオに命じる勅令

(『緊急政策編纂』第六ノ六 盗品押収を記録する帳簿を作成するよう、陸軍経理主任アントニオ・ロペス・デユラオに命じる勅令)

① A Particular Account of the Late, Dreadful Earthquake at Lisbon. in Shraday, *op.cit.*, pp.33-34.

② Anonime, Letter from Lisbon. in *The Gentleman's Magazines*, 1755 december, pp.561-562.



【勅令】

謹白。

国王陛下におかれては陸軍經理主任アントニオ・ロペス・デウラオ殿につきのごとき勅令を発せられた。すなわち、押収した盗品を嚴重に保管し、それらを所有者に返還すべく、綿密な帳簿を作成されたい。兵馬総帥の指示でアレンテージョ州から首都へ派遣された援軍の記帳、ならびにロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼスの命を受け、海域を搜索した連隊の記帳についても同様である。また、國務尚書は押収品の保管者および倉庫搬入の担当者を任命し、その経費には陸軍の供託金を充当すること、また逮捕者の食費等は当人の懲役によって弁済させることを命じられた。なお、アレンテージョ州から担当者が到着するまでは、首都の監督官がこれを代行されたい。貴官に神護が授けられるよう祈る。

一七五五年十一月四日 ベレン宮廷

(國務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリオ・イ・メロ

(陸軍經理主任アントニオ・ロペス・デウラオ殿)

①

十九世紀中葉の著名な文筆家ルイズ・アウグスト・レベロ・ダ・シルヴァは、多くの歴史研究と文学作品を遺したが、『ポルトガル十七・十八世紀史』全五巻が代表作とされる。標題にも拘わらずこの大著で論述されるのは、十六世紀末スペインへの併合から十七世紀後半の再独立の確立までにすぎない。しかし、シルヴァは百余年にわたる民族の苦難と再興を年代記的に語るとともに、十七世紀ポルトガルの特徴的な史実を、産業、拓殖、政治、司法、社会、文化等の分野別に叙述している。なかでも治安や犯罪に関する具体的な検証は、十八世紀における被災者の不安と王権の危機管理を考究するうえでも傾聴すべきところである。シルヴァによれば、スペイン統治下のリスボンでも強盗や私闘にたえず住民は怯え、治安を護るべき参事会は浮浪者などの行状にも苦慮した。

(スペイン統治下の)リスボン繁華街で日夜頻発する暴力行為に対処して、一六〇三年適切な法規が定められた。三月十二日の特認状によって都市警察が創設され、犯罪と犯人の取締りが始まり、悪事撲滅を数歩前進させたが、十分な成果を挙げるには至らなかつた。リスボン参事会の会頭、評議員、公吏に教会教区の調査が命じられ、同市の名望家たちは同業組合の協力のもとに自警団を組織し、三年間の任務を申し付けた。これに応えて教区毎にまず約二十名が槍や矛で武装し、自衛に参加する。また、こうした治安を強化するため司法官一名と裁判官二名が任命され、やはてさまざまな要所に配置すべく、その人員は十名に増強された。裁判官等は毎週すくなくとも二度は所管の地区を巡察し、自警団の夜廻りは毎日行われた。彼らは住民の素行を調べて、宿屋にも立ち入り、浮浪者や賭博師や胡散な人物を逮捕した。また、評議員らは喧嘩や騒動の鎮静に努め、住民の行状を調べて、不品行を戒め、流神者や浮浪者を罰するのである。なおまた、市中の浮浪者や乞食を捕え、売春婦を放逐し、住民の秩序と財産を護ることも、自警団の使命であった。司法官の一名は毎年首都の近郊をも巡察した。

しかし、立派な制度も国民の協力を受けなければ、微々たる効力しか発揮しない。改革の結果を述べよう。十二年後の一六一五年リスボンの街路と広場は、白昼でも個人的な争闘や度重なる暴動で血に染まった。盗賊の出没で名高い街道と同じく、ここでも夜間の往来が危険なのである。

待ち伏せ、復讐、掠奪が続発するため、怯える住民は万全の用意なしに、敢えて暗闇に向かうことはできない。貴族の争闘と犯行が極度に達したのに、なんらの処罰も受けないため、加害者の氏名を付した書類をマドリッドへ送付し、国王

が、慈愛と恩恵の情を抑え、彼らを規制すべく、罪人矯正機関または貴族裁判所での審判を命じるよう懇願した。

レベロ・ダ・シルヴァ著『ポルトガル十七・十八世紀史』第五卷（一八七一年） ①

## 七、盗賊の広域捜査

さきの勅令に続いて緊急政策第二七では広域における盗賊の捜査と旅人の検問が命じられている。『緊急政策編纂』において編者フレイレは、コインブラ裁判区で発生した強奪事件に関する同裁判区司法官への通達と題名を定めたが、コインブラと特定する文言は本文に見当たらない。内容の本質からしてこの通達はすべての裁判区に向けて発せられたであろう。ただし、編纂の際にフレイラの手元に偶々コインブラ裁判区宛の通達があり、それが底本として用いられたかも知れない。

★緊急政策第二八 発令一七五五年十一月四日ノ六 盗賊の捜査を命じる各裁判区司法官への通達

（『緊急政策編纂』第五ノ一 地震直後の数日コインブラ裁判区で発生した強奪事件に関し、容疑者の捜査を命じる同裁判区司法官への通達）

### 【通達】

劫罰として神が下された本月一日の災害に乗じて、悪逆にして残忍なる盗賊が首都リスボンで多数跳梁し、地震で動顛した市民の艱苦を一層募らせている。数多の盗賊や悪党が首都の爆破という流言で住民を退避させ、無人の邸宅や寺院で易々と掠奪し、一味の隠れ家へ運ぶのである。慈愛深く敬虔なる国王陛下のもとで、法外な蛮行を放置してはなまらない。こうした事実を陛下は國務尚書より聴聞され、以下のごとく命じられた。すなわち、後日解除の指令がなされるまで、各裁判区においてすべての旅人を嚴重に検問すること、首都近郊の全域にわたりハレガの間隔で司法官を常駐させ、本勅令の複本を送付すること、かくして確かな通行許可証を持たず、嫌疑を免れぬ旅人を、各々の管轄区においてすべてを逮捕し、押収の権限を有する区内の高等法務官のもとへただちに連行することである。首都で発見された盗品は、リスボン高等法院長官の命により押収される。また、累積する案件のため、国王陛下は司法官の裁判権を強化され、世襲の領地は別として、他の裁判区で捜査する特権を付与された。また、すべての司法官に協力を求め、王命を即刻周知させるよう、またかくも凶悪な罪悪の犯人の逃走経路を追跡させるよう、國務尚書に指示された。なお、緊急に必要な経費には自治体資金および譲渡税を充当する。国王陛下におかれては、これらすべてを英断され、國務尚書に要請された。各位に神護が授けられるよう祈る。

一七五五年十一月四日 ベレン宮廷

（國務尚書）セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリヨ・イ・メロ ②

すべての裁判区に命じられた旅人の嚴重な検問は、国内における盗賊の遁走を阻止するだけでなく、国外からの侵入と国外への脱出をも摘発するためであった。こうした盗賊、流浪者、乞食の遍在をヨーロッパ史全体の脈絡で把握したのは、フェルナンド・ブローデル著『地中海—フィリッペ二世の時代における地中海世界』である。「貧しき人

① Luis Augusto Rebelo da Silva, *Historia de Portugal nos Seculos XVII et XVIII*, Lisboa, 1871. tomo V, pp.502-503.

② Freire, *Memórias das Principaes Providencias*, pp.96-97.

々は稀にしか歴史の脚光を浴びないが、彼らなりに時の権力者を警醒し、後世にもそれが伝えられる。」暴動や反乱の多発、乞食や放浪者の増加、群盗や山賊の跋扈<sup>はつこ</sup>は、民衆の深刻な窮乏を立証する。「地中海のどの地域も悪業から免れていない。悪名高いカタルニヤやカラブリアやアルバニアだけが、群盗を独占するのではない。」① かく述べてブローデルは十七世紀イベリア半島の盗賊についてさらに語る。

地中海の西端、スペインにおいても群盗の様相は変わらない。さきに私は指摘したとおり、アラゴンとカタロニアの街道は難所である、バロセルナからサラゴサへの宿場を無事通過できるよう努めても、徒勞に過ぎぬ、と一五六七年あるフレンチエ人が書いた、サラゴサを通れば成功であるが、バウセロナからそこに至るまでが問題である。群盗の版図へ踏み込むにも等しい。ある小説のなかでセルヴァンテスは、バルセロナの近くで主人公の一行が〈山賊〉に襲われるのを描いた。ありふれた出来事なのである。まさにバルセロナからスペイン帝国の主要街道に入り、地中海とヨーロッパに接する。ここでは公用使すらがしばしば盗難や途絶に終わった。一五六五年六月スペインをヨーロッパと海洋へ結ぶさらなる幹線道路、マドリッドからブルゴスへの街道がペスト蔓延のために遮断された。広大すぎるスペイン帝国は幾多の弱点を蔵し、そのひとつがこうして露呈する。しかし、ラングドックの山地にもカタロニーヤの山地と同じだけ盗賊が存在する。前述のカタローニエ地方の要塞農舎を見做って、バ・ローヌ地方の農家にも堅固な防禦は施された。ポルトガル、ヴァレンシア、ヴェネチア、さらにはイタリア全域やオスマン帝国全土に群盗が伏在して、ピレネ山脈カタルニヤからグラナダへの間を往来し、盗人の特技としてアルプス山脈ヴェロナからイタリア南部カラブリアへ、アルバニアから黒海へ潜行するのである。〈中略〉

十六世紀の末葉から十七世紀の初頭にかけて強盗の激増をスペインほど如実に示す国はない。そこでは高齢の国王（フェリーペ二世）がエスコレアル宮殿で逝去したあと、奢侈と祝祭、芸術と知性が驚異的な発展を遂げた。かかる黄金時代の新たな都市、ヴェラスケスロペ・デ・ヴェガのマドリッドが、富豪の街と窮民の街という二重の光景を呈する。外衣で体を包み、乞食が広場の片隅で眠る傍らを、豪邸へ帰る貴族が通り過ぎる。富者の門前では夜警が徹夜する。色事師、首領、空腹の下僕、いかさま賭博師、巧みに金を巻き上げる娼婦、大学へ戻るのを忘れたギター弾きによって不気味な雑沓<sup>ざつぱ</sup>が醸成され、そこに住むあらゆる階層のスペイン人と朝方パンなどを売り来る近隣の男女農民によってマドリッドは雑然たる様相を帯びる。慎重王フェリーペ二世の治世の大半は、グラナダの深刻な危機とイギリス人の港湾攻撃を除けば、スペインは平和を維持し、しばしば外国人から羨望された。盗賊についても跋扈<sup>はつこ</sup>したのは、カタルニヤ小貴族とフランスの領地に繋がる地方、ピレネ東部だけである。しかし、フェリーペ二世の晩年にはイベリア半島全域で盗賊の被害が相継いだ。ポデスタへの街道に出没する山賊は、一五八〇年のポルトガル遠征と係わりがあった。

フェルナン・ブローデル著『地中海』第三卷（一九九〇年） ②

## 八、風紀の規制と徒食者の拘束

盗賊の捜査を命じる緊急政策に続くのは、風紀の調査と徒食者の矯正を指示する政令である。住民の生活や素行に対する点検は、不祥事の発生を防ぐとともに、労働力の確保を意図するものと思われる。また、取締りの対象

① Fernand Braudel, *La Méditerranée et le monde méditerranéen à l'époque de Philippe II*, Paris, 1990, tome I, pp.455, 466.

〈参照〉フェルナン・ブローデル著、浜名優美訳『地中海』藤原書店、一九九三年。 第三卷、一三三、一四八頁。

② Braudel, *op. cit.*, tome II, pp.467-468, 478-479.

〈参照〉ブローデル著、前掲。第三卷、一四八一―一四九、一六二―一六三頁。

である徒食者とは、乞食や流れ者、放浪者や無頼漢など余計者たちである。

★緊急政策第二九 発令一七五五年十一月四日ノ七 住民の点検、徒食者の逮捕、罪人の懲役をリスボン各地域の司法官に命じる勅令

(『緊急政策編纂』第五ノ三 リスボン各地域において住民全員の生活、習性、職務を点検すること、また徒食者の逮捕と訴追を行い、罪人の懲役として公共施設の瓦礫処理等を科すことを、各地域の司法官に命じる政令)

### 【政令】

国王陛下におかれてはつぎのごとき状況を聴聞された。すなわち、誠実で価値ある勤労で生計を得ることなく、神の掟と人の道に背き、他者のお陰で懶惰に浸る徒食者が、首都リスボンとその近郊で激増している。主イエス、国王の慈恵、国民の福祉に対すこうした冒瀆は、もはや寛恕の限度を超えるため、リスボン各地域の治安を回復すべく、国王陛下は法律と法規の神聖かつ厳格な適用を勧告された。他の公役に先立つ急務としてすべての司法官と裁判官は、各地区に住む勤労可能な成人全員、さらには乞食や流れ者について、各々の生活、素行、職務を迅速かつ綿密に点検せよとの勧告である。また、忌むべき懶惰に浸る者をすべて逮捕し、口頭の即決裁判に訴追されたい。このためリスボン高等法院院長の采配のもとに、あらかじめ専任の裁判官が任命され、事実の確認と審理を行う。かかる裁判において有罪とされた者は、リスボン市中の瓦礫処理を科せられる。懶惰な生活が広く蔓延する中で、罪の軽重に応じて刑罰を下されたい。なお、王室への奉仕と国民の福祉を果したのものには、高等法院院長の認証により兌換券が渡される。具体的には懲役の代価として罪人の各々に生計費八十\*を支払う定めである。また、こうした労役に服さないときも、清掃を要する建物や人手を求める施設で一定の契約を結び、各終末に勤労への報酬が与えられる。かかる刑罰は多数の罪人を矯正するためであり、彼らを侮辱するのでも追放するのでもない。つまめめに役立ち、神から委ねられ、懶惰と罪悪に染まる人たちを、神はわれらに託されたのである。これらの刑罰と判決が苛酷に過ぎてはならず、審理において無資格者の弁論は認められない。以上を高等法院院長は承認され、執行に当たられる。また、これに抵触する法律、規則、判例、慣習は廃止または無効とされる。

ベレン、一七五五年十一月四日

国王陛下は右記の政令を允許された。

①

掠奪行為や暴力沙汰と同じく、これら余計者の取締りも歴代の政権が苦慮したところである。スペイン王権の統治下では厳密な禁令が作成されたものの、実情から遊離した法規は執行困難であった。定住を嫌うジプシーも苛酷な差別や処分を受けながら、歌舞や占いなど独自の職能でしぶとく生き続ける。前述の史書『ポルトガル十七・十八世紀史』において著者シルヴァは、リスボンにおける余計者についてつぎのように述べる。

さまざまな仮面を被り、種々の上衣で身を包んで乞食は、繁華な聚落の悪疫となる。とりわけ農村部で彼らは恥らいもなく施しを求め、富者の門前を立ち塞ぐ。都市部では修道院の正門、教会の入口、人手の多い街路に乞食が群がる。同情を受けるよう彼らは、痛ましい傷創を、悲惨な障害や病気を巧みに装い、その腕前は乞食稼業を利得の

① Freire, *Memórias das Principaes Providencias*, pp. 99-101.

多い職種にしたほどである。統治者は大きな弊害の掃討を意図し、立派な条例も定められたが、一方では欺く者の執念、他方では騙される者の軽信によってその執行は挫折し、慈善を必要とする本当の貧民も日々増加した。一六〇四年こうした弊害が極度に至り、王権によりかなり厳しい法令が発せられた。すなわち、当該裁判区の司法官あるいは治安判事の認可なしにならざるも施しを得てはならず、これに違反した者は、鞭刑に処して遠方十レグアへ追放するとの規程である。全裁判区の司法官に命じられたのは、盲人、老人、障害のある者、さらには勤労の困難な者を一定の日時と一定の場所へ招集して、法令の趣旨を納得させるあと、六カ月期限の認可証を各人に交付し、公認の施しを受けさせることである。なお、認可証の更新には教区司祭または助任司祭による困窮証明が必要であった。このような法規はすぐさま空文化し、四年後の一六〇八年十二月二五日に執行を喚起する政令が発せられた。施しをせがむ乞食は、病人に見せかけるだけでなく、彩色された聖像箱やまやかしの頭巾を用いて、篤信の信者を装っており、リスボン各地域の裁判官が熱誠をもって彼らに対処せよとの指令である。

同じく多大の努力が傾注されたのは、あらゆる地域、とりわけ南部と中部に群がる流浪者の集団を王国から追い払うことである。放浪を止めぬ者や放浪を始める者には、嚴罰が下される定めであったが、十六世紀最初の四半期にはそうした法規が空文に近く、嘲笑的と化していた。これら流浪者はフランスで〈エジプティアン〉あるいは〈ポヘミアン〉、イタリアで〈ジンガロス〉、イギリスで〈ジプシー〉と呼ばれ、レバント諸国からの移住者を祖先とする。十五世紀に彼らはよそ者としてヨーロッパ各地に拡がり、独特の生活を固執する人種、矯正困難な闇取引、窃盗、詐欺の常習者と、今も昔もみなされる。ジプシーの女は運勢を占うので、家々に入り込み、相談相手になる。ジプシーの男は信仰心を持たず、公権力 彼らを処罰する \*\* ポルトガルにおける流浪者への迫害は、一五二六年から一五三八年までに始まり、一五五七年と一五九二年に強化された。アラビア盗賊の巣窟にも似て、痕跡を残さぬ流浪者の野宿を国土から一掃すべく、ジョアン三世、セバスチャン王、フィリポ二世は異端審問所の賛同のもとに捜査を強化した。

レベロ・ダ・シルヴァ著『ポルトガル十七・十八世紀史』第五卷（一八七一年） ①

盗賊の跋扈と同じく、乞食や浮浪者の群居もヨーロッパの至るところで見られた。「一五四〇年飢饉の際に、」とブローデル著『地中海』に誌される。「ヴェネチアでは大勢の貧しい父親が妻子を連れて小舟で着き、橋の下や運河の岸で暮らした」その五年後定期市が開かれる三月、「同じくヴェネチアへ市外から六千人の男女が蝟集し、」その多くはならず者として追い出された。「浮浪者と盗賊は貧困から生まれた兄弟であり、ときには相互に役割を替える。」ならず者や怠け者を拘束すべく、「パレルモの官憲は「旅籠、よろず屋、酒場、売春宿の巡察」を企画した。②

マルセイユ総監と同参事会評議員も〈浮浪者やならず者〉の増加を貧窮の陰険な露呈と蔑み、一五六六年一月二日の会議で市内全域を巡視し、これら無用者を追放する旨決議した。時代の精神からすれば、いささかも非人間的でない決定だ。都市は治安を維持し、衛生的にも貧窮者を定期的に追い払う責務を有した。これら乞食、狂人、跛者などの徒食者は広場や居酒屋に屯し、救貧スープを配給する修道院の門前に群がるのである。追い払っても、彼らが戻ってくるか、ほかの者が入り込む。こうした絶えざる侵入が温厚な市庁では手に余ることを、激烈な追放令は語っている。

スペインでもならず者が街道に溢れ、あらゆる都市に居座っている。さまざま悪党、乞食、追剥から成る〈無法者〉の集団は日々増大し、師弟の縁を断ち切った学生もこれに加わる。しかも彼らはお好みの都市をもち、そこに根城を築く。セヴィリア近郊のサン・ルカル・デ・バラメダ、セヴィリア市内の屠殺場、マドリッドのプエルタ・デル・ソル広場など。

① Silva, *op. cit.*, tomo V, pp.495-497.

② Braudel, *op. cit.*, tome II, pp.464-465.

〈参照〉ブローデル著、前掲。第三卷、一四四―一四六頁。

乞食集団はいわば一種の同業組合、小さな王国をなし、ときには雲霞のごとく集まる。マドリッドへの街道を貧しき人々の行列が通り、首都では失職した役人、部下のいない隊長、職を求める細民が、担う荷物もない驢馬ろばを連れ、飢えに喘あえぎつつ、自己の運命への裁断を待つてる。セヴィリアへはアメリカへ移民する飢えた群衆、家名の再興を願う不遇の貴紳、一旗揚げたい文無しの若者が集まる。ここではスペインの底辺とも言うべき山賊やならず者や札付きの泥棒は、彼方での金儲けを期待する。また、高利貸から必死に逃れる債務者や権高な妻から抜け出す夫もセヴィリアへ来た。①

## 九、軍隊による暴動防止

食糧の供給と治安の維持に関連して、この日さらなる軍隊の出動が要請された。王国軍を統率する兵馬総帥、第三代マリアルヴァ侯爵ディアゴ・デ・ノロンハは初代アンゲラ侯爵ペドロ・アントニオ・デ・ノロンハの三男である。一六八八年に出生したディアゴ・デ・ノロンハは、一七二二年第二代マリアルヴァ侯爵の令嬢チナ・ジョキナ・デ・メンゼスと結婚した。この間に実父アンゲラ侯爵は一六九二年インド副王としてインドへ赴任し、帰国後の一七〇六年スペイン継承戦争に際し、連合軍の一翼としてマドリッド占領の大功を樹てる。ディアゴ・デ・ノロンハもまた騎馬隊旅団長やエストレマドウラ州軍事総監を歴任し、一七四九年兵馬総帥に任じられた。義父の第二代マリアルヴァ侯爵は枢密顧問官ともに兵馬総帥を歴任し、王国軍創建の功労者マリアルヴァから同家は三代続けて軍部最高の地位にあった。②

★緊急政策第三十 発令一七五五年十一月四日ノハ 騷擾防止のため軍隊の出動を兵馬総帥（マリアルヴァ）侯爵に命じる勅令

（『緊急政策編纂』第二ノ八 混乱なく食品を住民に販売するため、早急に王宮河岸へ巡察隊二 連隊を駐屯させるよう、兵馬総帥（マリアルヴァ）侯爵に命じる勅令）

### 【勅令】

謹白。

国王陛下は兵馬総帥（マリアルヴァ）侯爵につきのごとき勅令を発せられ、その複本をロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼス閣下に転送するよう命じられた。すなわち、パンなどあらゆる食品を王宮河岸およびリビエラ河岸で住民に販売させること、奪い合いの騷擾を防止するため、現状で可能な最大規模、巡視隊二軍団を早急にこれらの河岸に駐屯させることである。なお、万人を救済すべく国王陛下が、潤沢に食糧を用意され、狼狽や焦燥は無益であると住民を制止するよう、高等法院院長閣下はこれらの司令官に指示されたい。反抗して喚く者があり、事態が鎮まらぬ場合には、断乎として彼らを逮捕し、一定の場所へ連行すべきである。とくに警戒すべきは、ジプシー、カステリア人、外国人脱走兵であつて、首都全域で破廉恥な掠奪を企てた犯人は、明らかに彼らである。閣下に神護が授けられことを祈る。

一七五五年十一月四日 ベレン宮廷

① Braudel, *op. cit.*, tomo III, pp.461-462.

〈参照〉ブローデル著、前掲、第三巻、一四一―一四二頁。

② Antonio Caetano de Sousa, *op. cit.*, pp.88-90, 150-151.

Angeja (1 marques de), em *Portugal Dicionário Histórico*, online.

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリオ・イ・メロ

(兵馬総帥マリアルヴァ侯爵閣下) ①

イベリア半島においても飢餓の惨苦は、業者と富者への憤懣を募らせ、しばしば騒擾や暴動へと進展した。スペイン南部の都市セヴィリアはリスボンと同じくアメリカ大陸への発進地で有り、十六世紀にはナポリ、ヴェネチア、パリに次ぐヨーロッパ第四の都市人口を有した。しかし、十七世紀中葉にかけてしばしば伝染病や飢饉に襲われ、一五二一年と一六五二年には騒擾が政治的混乱にまで発展した。メリー・エリザベス・ペリイによる貴重な論文『近代初期セヴィリアにおける犯罪と社会』を参照する。

(セヴィリアでは) 一五二二年および一六五二年食糧の窮乏と物価の高騰によつて暴動が発生した。ふたつの暴動は直接の標的をやや異にしている。一五二二年の暴徒は小麦のありそうな建物を襲撃した。しかし、一六五二年には憤激がパン製造業者に向けられる。セヴィリアへパンを運んで売ることを、近郊の業者は数週間も止めていた。通貨クラウンの価値が減じ、銀での決済を求めたからである。業者が価格をつり上げ、売り渋ると、民衆は彼らを押し除け、パンを強奪した。セヴィリア市庁はその防衛を軍隊に要請し、業者にもパンの出荷と販売を命じた。しかし、軍隊からの苦情によれば、業者が応じないのである。価格の高騰を予想して、悪賢く彼らが隠すのだ、と当局も悟った。一六五二年五月二二日中央市場に数人の業者が来て、パンのさらなる値上がりを民衆に告げると、武装した三名が彼らへ突進し、抱えるパンを銃剣で地面に叩きつけた。(中略)

一六五二年の暴動ははるかに直裁で広汎に及び、制圧が困難であった。一万人の群衆が市街を駆け抜け、市庁舎を包囲した。彼らの要求を聴き入れて当局は、兵器廠に蔵される小麦をすべて提供すると約束する。武器を格納する兵器廠は皮肉にも公共の穀倉を兼ね、飢えて怒れる反徒の直撃を受けた。同時代の記録によれば、「大勢の悪党と賤民が兵器廠へ殺到し、瞬く間にすべての兵器を奪い去った。」火薬も弾薬もないまま銃を持ち出した者もあり、大きすぎる古甲冑と段平を担ぐ十代の若者もいた。

これらの反徒は兵器廠で武装を得て、十二人から二十人の隊列で市街を巡回した。(民兵) が家々に入り込み、パン、小麦、ベーコン、チーズをせがみ、衣類や銀製品や金銭を求めたわけである。「わが家へ民兵が来た、」と伝える証言もある。「ぼろを着た裸足の混血児が鉄兜と胸甲で武装し、うるさい一群を率いていた。隊長と数人が家の中へ入り、他の民兵は不満を言いつつ玄関で待つ。施すような小麦もないので、主人は葡萄酒と金銭を隊長に与えた。待機する民兵は露わに不満を示し、白人が混血に従うのは恥よと怒鳴った。彼らは混血の隊長を殺し、その遺体を空地に棄てた。」

こうした民兵の暴挙に全市が怯えたものの、彼らの標的はパン製造業者、司法関係者、王権の執政官であった。反徒は彼らを襲つて殺傷し、所有する馬まで殺した。また、司法官の邸宅ふたつに忍び込み、手斧を持って事務室に侵入した。両家に保存された書類をサン・フランシスコ広場の焚火で燃やしたのである。さきに新たな金融制度が開始され、違反者の訴追すべき特命で、枢密顧問官のひとりセヴィリアに派遣されたが、暴動の兆しを見るや、いち早く立ち去った。些細な負債にも厳罰を科するため、住民の多くが彼を嫌ったのである。②

穀物暴動が多発し、根底から社会を揺がすのはフランスである。大革命の導火線となつた一七八九年のパン暴動はよく知られているが、ルイ十四世の治世(凄惨な一七〇九年)にも危機の兆候が露呈した。マチヴェル著『惨憺たる歲月』にはパリをはじめフランス各地で騒乱が深刻となり、軍隊の出動に至る様相が描かれる。

① Freire, *Memórias das Principaes Providencias*, pp.69-70.

② Mary Elizabeth Perry, *Crime and Society in Early Modern Seville*, [1]. in *The Library of Iberian Resources online*. 27-34.

しばしばパリでは市場で騒擾が発生し、パンを求める暴動の通例として、女たちが重要な役割を演じた。パリの民衆は冬期の厳寒に慄然として、穀物やパンの高騰を異常気象の必然的結果として我慢していた。船舶の航行も困難であり、水車の操業も途絶えたため、物価の上昇は当然であった。しかし、雪解けの三月以降もパンの値上がりが続くことに、女たちは承服しなかった。三月初旬彼女らはパンの値下げを求める請願書を用意し、王太子への提出を望んだ。警視総監ダルジャンソンと財務総監は軽く扱おうとしたが、國務尚書ボンシャルトレインがそれを直接国王（ルイ十四世）に上奏した。ダルジャンソンは民心の鎮静に努め、半キロあたり二スーでパンを供給し、騒ぎを止めた。しかし、請願書の起草を引き受けた代書人、マランガンは容赦なくシャトレ牢獄に拘留された。女たちの意図を超えて暴走した、と言うのである。

四月六日新たな騒擾が始まって、女たちがサン・ジェルマン市場のパン屋を襲い、警史がこれを阻止できなかった。近衛連隊兵士の夫人らが調査を命じられ、ヴェルサイユから出発する。ダルジャンソンもただちに警備隊三旅団を現地に出動させた。〈呪詛の叫び声を挙げ、反乱へと激しくみなを扇動した〉女が、首謀者のひとりとして逮捕される。平伏して謝罪するよう彼女は命じられ、その後釈放された。女たちの行為を非難したダルジャンソンは、サン・ジェルマン市場への駐屯を警備隊兵士に命じるとともに、パン屋への襲撃が多々ありうることを、各旅団長に警告した。同じ日グレーヴ広場には蜂起を促す掲示が貼り出され、統治者への社会的制裁、ブルータスとラヴェイヤックへの称讃を呼びかけた。「国王陛下におかれては」とサン・シモン侯爵は『回想録』に綴る。「数日ご心痛でおられた。しかし、威嚇と告知をした本人に、大罪や大乱を犯す気はないと、熟慮の結果推断された。」

オペラ観劇の四月三〇日にも、狩猟に出掛けた五月二日にも、王太子は女たちの群れに囲まれ、持ち金の提供と改善の約束でこれを逃れた。しかし、状況は変わらず、以後パリへ行こうとはしなかった。ヴェルサイユでの路上で民衆が叫ぶのを、国王は窓越しに聞いた。刑事代官の報告によれば、五月上旬市場ではさらに騒擾が拡大した。〈中略〉

ダルジャンソンの危惧も増した。十二の警備中隊とスイス傭兵大隊をパリに駐屯させ、すべての市場に陸軍伍長と衛兵伍長を配置した。時代の証言者、パラチナ公妃とマントノン夫人が騒擾の続発と度重なる抑圧についてさまざまに語る。警備を指揮する警視総監は第一の標的とされた。

五月二二日総監の四輪は投石を受け、窓ガラスが割れた。五月四日サン・ジェルマン・デ・プレの僧院近くで彼が遭遇したのは、女房を連れ、斧や棍棒で武装して、穀物満載の荷車を掠奪する百人もの船頭である。この争闘で幾人かが負傷し、三名の反徒が警備隊に拘束された。サン・シュルピス教会司祭の取りなしで、極刑は免れたようである。①

## 十、アレンテージョからの支援

首都の惨状と混乱を憂慮するベレン宮廷は、アレンテージョ州からの支援強化を要請し、タンコス侯爵に同州への出向を命じた。現地での任務には食糧の輸送や盗賊の捜査も含まれるが、エヴォラからの国王軍増派が主要な課題であり、軍歴に秀でた同侯爵が選ばれたのであろう。

★緊急政策第三一 発令一七五五年十一月四日ノ九 アレンテージョからの軍隊増派をタンコス侯爵に命じる勅令

（『緊急政策編纂』第八ノ五 震災後の治安維持のため、王国軍の一部を王都に駐屯させるべく、タンコス侯爵に采配を命じる勅令）

① Lachiver, *op. cit.*, pp.338-339.



## 【勅令】

謹白

国王陛下におかれてはつぎのごときタンコス侯爵閣下の熱意に感銘を受けられた。すなわち、健康がいまだ恢復しないにもかかわらず、国民と一体になられた国王陛下に微力を捧げたいとする侯爵閣下は、またリスボンと首都近郊の震災に迅速かつ効果的な救済が肝要であり、そのためアレンテージョ州に赴いて、支援の体制を調えるべきことを進言された。かかる重大で緊急な使命には、閣下の徳操、経験、活力が不可欠と考えられる。軍隊を急遽招集し、首都に駐屯させるべく、国王陛下はすべての指揮権を無条件でタンコス侯爵閣下の委託された。したがって、迅速に準備を整え、エヴォラの龍騎連隊すべてと歩兵二連隊の出勤、ならびにテントなど野営資材の運搬を早急に命じられたい。

また、当地において供出される食糧のすべてを精密に記帳し、その抄本を国務尚書に提出させるべく、閣下は行政官ないし担当者を任命されたい。

かかる食糧に関しては輸送可能な最大限をリスボンへ届けること、命令が貫徹するよう信頼できる運輸監督も人選することも、国王陛下は指示された。

なお、首都では倒壊を免れた邸宅と寺院が、悪逆非道な盗賊の掠奪に曝さらされている。したがって、タンコス侯爵閣下は早急にアルデア・ガレラへ行き、盗賊に関する回状を発し、司法官、将校、裁判官、さらには公吏と刑史の全員に予審裁判権を付与されるよう、国王陛下は命じられた。明確な身元証明で嫌疑を晴らせない場合は、かかる権限によってすべての旅人を拘束し、最寄りの司法官のもとへ連行し。審理に付すのである。閣下に神護が授けられるよう祈る。

一七五五年十一月四日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

(タンコス侯爵閣下)

①

初代タンコス侯爵ジョアン・マヌエル・デ・ノロンハは、第四代アタライヤ伯爵ルイズ・マヌエル・デ・タヴォラの長男として一六七九年ナポリで生まれた。一八世紀の初頭サヴォワ駐在大使であった父親アタライヤ伯爵は、帰国の際乗船が六艘のアルジェリア海賊船に襲われる。伯爵の側もこれに反撃し、大きな被害と死傷者はなかった。帰国後彼はその気概と殊勲を称讃され、ベレン要塞の司令官に任ぜられた。成人後軍歴に入った長男ジョアン・マヌエルは、一七〇五年父親とともにスペイン継承戦争に従軍し、ヴァレンシア攻撃とミランダ占領に貢献した。やがてアンゴラ総督、アレンテージ軍司令官などの要職を歴任する。一七五一年タンコス侯爵家の創設を認められた。王妃マリアナ・ヴィトリア侍従長の経歴もあり、大地震発生時には七六歳の高齢ながらいち早く参内した。②

アレンテージョ州はポルトガル中南部に位置し、本土の四割弱を占める広大な地域である。大西洋に望む西端は平坦な海岸線が続き、中程の港町シネスはヴァスコ・ダ・ガマの生誕地である。古来シネスは海産物、とくに塩漬の魚類で知られていた。他方同州の東端はスペインとの長い国境が敷かれ、堅固な城塞都市エルヴァスはしばしば外敵の侵攻に抗する戦場となった。

同州の内陸部は緩かな起伏の平原が拡がり、小麦やオリーブの田畑が多い。ここに位置する中心都市エヴォラとベージャは、ディアナ神殿など古代ローマの遺蹟でも著名である。ポルトガル屈指の名門エヴォラ大学は、一六世紀イエズス会による創立を端緒とする。また、エヴォラは歩兵連隊や竜騎連隊を擁する重要な軍事基地であり、奴隷売

① Freire, *Memórias das Principaes Providencias*, pp.140-142.

② Caetano de Sousa, *op.cit.*, pp.288-289, 293-294.

買の大きな市場でもあった。勅令によるタンコス侯爵の任務は、アレンテージョ州からの食糧供給と兵力増派である。

## 十一、港湾と水上の危機管理

港湾および水域の警備と防衛は本来王国海軍の任務であるが、震災第四日これに関する勅令三件はロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼスに発せられた。兵馬総帥第三代マリアルヴァ侯爵ディアゴ・デ・ノロンハの次男として一七二〇年に出生した彼は、歩兵大尉、海軍大尉、エストレマドウラ州軍事副総監等を歴任したのち、一七五四年三五歳にしてアルガルヴェ国の総督および軍事司令官に任命された。震災の直後海軍を統率し、沿岸部の救援と防衛を指揮するロドリゴ・デ・ノロンハであるが、これらの勅令にその地位や称号は示されず、本名のみが誌される。①

大航海時代に雄飛したポルトガル海軍は、ガレー船隊を主力とし、遠洋帆船の開発で強化された。アフリカ、アジア、アメリカへの拓殖とともに、海賊への防禦と反撃が創設期から海軍の主要な目的なのである。A・デイスニール著『ポルトガルとポルトガル帝国の歴史』を参照する。

ヨーロッパにおいてポルトガルの王権は最強の海軍を育成し、これと互角に対抗できる君主国はスペインのみであった。ポルトガル海軍の起源は詳らかでないが、早くも十二世紀中葉に王国戦艦の出航が記録されている。一三一七年国王デイニスはイスラム海賊から沿岸と船舶を防衛し、反撃態勢を強化する必要を感じ、ジエノア人マヌエル・ペサーニョを招請し、リスボンにガレー船隊の基地を築造させた。遙かな未来を望む長期的な投資と言うべく、海軍の増強は陸軍以上に多大の歳月を要する。必要な資金と経験を蓄積してポルトガル王権は、艦隊を永続的に起動し、輝かしい海軍の伝統へと導いた。十四世紀の海軍は主としてガレー船によって構成され、その漕ぎ手を沿岸地域から調達した。加えて他種の船舶もしばしば活用された。

ガレー船隊の使用には多額の経費と技術的熟練が不可欠であり、こうした難事を遂行できるのは、軍事的な組織のみである。つとに一三六九年国王フェルナンドは三二艘のガレー船を所有した。やがて一三八四年アヴィス王朝の開祖ジョアン一世はリスボン防衛の主体としてガレー船を駆使する。同時にポルトガルは帆船の採択によって強大な軍隊の遠征を可能にした。これによって北アフリカ進出が達成される。一四一五年の有名なセウタ攻略もそうした軍事力なしにはありえない。さらにポルトガルは遠洋航路に耐える船舶の建造と運航に成功し、初期の大西洋開発に参与するのである。②

ロドリゴ・デ・ノロンハ宛の緊急政策第三二は、港湾と水上における盗品の搜索と管理に係わるが、その主眼は海軍による援護と防衛である。ここでは司法の要である高等法院への協力とともに、国王軍を統率する兵馬総帥との連携が指示される。

★緊急政策第三二 発令一七五五年十一月四日ノ十 食糧の調査・輸送と船舶での犯罪捜査をロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼスに命じる勅令

(『緊急政策編纂』第二ノ九 河港に積まれた食品を調査し、その通常価格を査定するとともに、食糧倉庫へ

① Antonio Caetano de Sousa, *op.cit.*, p.152.

② A. R. Disney, *A History of Portugal and the Portuguese Empire*. volume I, Cambridge, 2009. pp.141-142.

搬入するよう、ロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼスに命じる勅令)

【勅令】

謹白。

国王陛下はつぎのごとき事実を奏聞され、ロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼス閣下に適切な施策を命じられた。すなわち、ベレンからリスボンに至る河港では、各種船舶にさまざまな食品の大箱、さらには乗組員への需要を超える食糧が積み残されている。したがって、こうした物資の完全な調査と管理を進め、通常平均価格で算定させるよう、厨房書記官ジョアン・ルカス・デ・バロスの承認のもとに食糧倉庫へ納入し、早急に警備させるよう、またそれらの一部を王立陶器工場で貯蔵し、王命に対処するよう指示されたい。

さらに国王陛下は非道な悪業についても聴取され、適切な施策を命じられた。すなわち、下船したさまざまな悪漢が、住宅や寺院で掠奪して戻るとともに、別の悪漢が盗品を抱えて船に逃げ込んでいく。したがって、乗船者の如何を問わず、これらすべての船舶を捜索し、探知した盗品を押収し、指定された場所へそれらを移送し、リスボン高等法院院長（ラフォエス）公爵の指令に服されたい。

なお、国王陛下よりアブランテス侯爵はかかる捜査について王命を拜受し、早急に司直を乗船させるべき旨メネゼス殿に命じられた。

震災時における非常事態の特例として、口頭の即決裁判を構成するため、アントニオ・デ・ノロンハ閣下は財務審議会議長をその任に命じられたい。

同じくメネゼス閣下におかれては、食糧や盗品の保管・配分のため、陸軍主計部長およびアレメンテ・ジョ州アントニオ・ロペス・デウラオをその任に命じられたい。

かかる捜索には軍部による防衛が不可欠であり、こうした問題に精通する兵馬総帥（マリアルヴァ）侯爵の助言をメネゼス閣下は懇請されたい。

なおまた、捜査遂行のため適切で有能なすべての人材を動員できる権限、さらにはこれに関連する種々の権限を、国王陛下はすべてアントニオ・デ・ノロンハ閣下に供与された。国王陛下は緊急で深刻な難局を打開する統率者として、同閣下にあらゆる権限を集中させる旨、再度の王命を発せられた。ここに併記される王命の複本を周知徹底させ、かかる調査と捜索を遂行するとともに、リスボン河岸に近寄る船舶と漁船を駆逐するよう、アブランテス侯爵はアントニオ・デ・ノロンハに要望された。閣下に神護が授けられるよう祈る。

一七五五年十一月四日 ベレン宮廷

(國務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリヨ・イ・メロ

(ロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼス閣下) ①

ジョアン五世の機構改革によって海軍をめぐる国政は、國務尚書Ⅱ海軍・拓殖担当に権限が集中されていた。この官職は海軍の運営、財務、人事を統括し、植民地の総督や軍事司令官の任免をも所管とする。『西リスボン新報』一七三六年八月二三日号には、新たに定められた法規が転載され、國務尚書Ⅱ海軍・拓殖担当の任務と権限についてつぎのように告知された。

① Freire, *Memórias das Principaes Providencias*, pp.70-72.

国務尚書Ⅱ海軍・拓殖担当は艦隊と艦長の出動、軍事費と兵器庫の管理、海軍要職の人事、入航と出航の査証、そのほか海軍に係わる一切の事項を決裁する。インド、ブラジル、マランハオ、アングラ、マデイラ諸島、アゾレス諸島、ケイプ・ヴェルデ岬、アフリカの副王・総督・軍事司令官・守備隊長の任命もその所掌に含まれる。①

大地震発生の瞬間この地位にいたのは、一七五〇年から在任するディアゴ・メンドンサ・コルト・レアル(子)である。同名の父親ディアゴ・メンドンサ・コルト・レアルは、一七〇七年から一七三六年まで卓越した国務尚書として国事を統率した。オランダ大使と財務顧問官の経歴を持つディアゴ・メンドンサ・コルト・レアル(子)であるが、大地震の精神的衝撃によって出仕と執務が困難な心身となる。突如押し寄せた国難を前に、海軍の指揮系統が頂点から崩れたわけである。②

リスボン沿岸に停泊する艦隊も、この災害によって壊滅的な打撃を受けた。外敵に対する極度の警戒は、震災による全般的な混乱だけでなく、王国海軍の弱体化にも起因した。ポルトガル海軍の輝かしい伝統を辿るバルビ著『ポルトガルⅡアルガルヴェ王国の統計的論究』には、震災による惨状と再建への施策はつぎのように誌される。

リスボンのテージョ沿岸に停泊する一八〇艘の軍艦が、凄絶な疾風怒濤で沈没したのち、ポルトガルの海軍には六艘ほどの破損した船舶と八艘ほど護衛艦しかなく、将校も海兵も水夫も払底した惨状となった。ジョセ一世のもとでポンバル侯爵が海軍の再興に努力を傾ける。スウェーデン、オランダ、デンマークに、さらにはとりわけイギリスとフランスに支援を求めて、かつては二百年間他国を凌駕した航海や造船の技術を学ばせた。③

## 十二、外国船舶の査察

海軍に発せられた勅令の第二は外国船に対する武装と査察である。近海に停泊する艦隊が壊滅し、海賊に反撃する私掠船も破壊された窮状で、一般船舶の武装と陸軍将兵の支援がこの際必要不可欠なのである。

★緊急政策第三三三 発令一七五五年十一月四日ノ十一 外国船舶の査察をロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼスに命じる勅令

〔『緊急政策編纂』第六ノ五 リスボン洋上を巡視する汽艇を武装し、盗賊の潜伏を阻止するため、外国の船舶を査察するよう、ロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼスに命じる勅令〕

### 【勅令】

謹白。

国王陛下におかれてはロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼス閣下につきのごとき勅令を発せられた。すなわち、リスボン河流を巡視するため、汽艇、艇、小汽艇を応急に武装して、外国の船舶と連絡するすべての艇と小舟を査察し、邸宅や寺院に侵入した悪逆非道な盗賊の潜伏を搜索す

① Alvara de 28 Julho 1736. *Gazeta de Lisboa Occidental*, 23 Agosto 1736. p.407.

② Korobtchenko, *op.cit.*, pp.26-27, 35-36.

③ Balbi, *op.cit.*, tome I, p.382.

べきことである。このため軍人が不足する場合には、常備兵および予備役を同閣下が招集できること、予備役の将兵も兵服を身に纏い、巡視のため乗船する者も武装するよう指示された。リスボン高等法院院長（ラフォエス）公爵の統率のもとに、メネゼス閣下が搜索の遂行を指示し、命じられた巡察司令官は、テエージョ河において黎明に至るまでの夜間、すべての乗船を監視する。閣下に神護が授けられるよう祈る。

一七五五年十一月四日 ベレン宮廷

（国務尚書）セバスチャン・ジヨゼ・デ・カルヴァリヨ・イ・メロ

（ロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼス殿）

疑義のない公認の船舶を除き、右記の搜索はすべてのポルトガル船にも適用される。①

緊急政策で指令される嚴重な警備と搜索は、震災に乗じた外国勢力の侵攻に備えるとともに、地中海や大西洋の海域で跳梁する海賊に対処するものであった。乞食や放浪者など余計者の遍在を、汎ヨーロッパ的脈絡で把握したブローデル著は、海賊と海寇の続発を、イスラム世界とヨーロッパ世界の壮大な対決のなかに位置づける。七世紀に始まるアラブ軍のアフリカ占領とヨーロッパ侵攻は、数次の十字軍遠征やコンスタンチノール陥落を経て、一五七四年レパント沖海戦によって新たな歴史的局面を迎えた。スペイン艦隊を中軸とするキリスト教国連合軍が大勝利を収め、オスマン・トルコの海軍が解体するのである。「各々の時代が」と著書『地中海』では結論される。「固有の戦争を創出し、固有の戦闘を現出させる。レパント海船ののち地中海では大規模な戦争が終わった。」海賊の出没と海寇の拡大がこれに代わる。②本来海賊船の襲撃を阻止すべく、君主に公認された私掠船も、ときには他国の商船を攻撃し、海賊船に豹変するのである。

一五七四年地中海における大戦が終わり、成行のひとつとして一連の政治的・社会的な混迷、さらには海賊と私掠が激増した。大国間の戦争終結によって海賊という低次の戦いが、海洋史の前面に現れたのである。一五五四年から一五七四年までに海賊は相当の規模となり、正規の戦争の合間を縫って拡大した。一五七四年より一五八〇年に至る時期には未曾有の勢力となり、地中海の歴史をそれなりに塗り変える。〈中略〉

海賊の襲撃が激甚である事例を挙げると、（一五六六年六月）八艘のガレー船を一挙に強奪され、さらにマラガ沿岸でもビスカイの船舶二八艘を奪取された。一時節の間に海賊はアンダルシアからアルガルヴェまでの沿岸とジブラルタル海峡で五〇艘の船舶を奪い、グラナダ内陸への急襲で四千人の捕虜を獲得した。海賊の途方もなく大胆である、と当時キリスト教徒は語った。昨日は夜間にうごめき、今日は白昼襲うのである。マラガでは悪童の町ペルチェレスにまで掠奪に来た。一五六〇年カステリアの宮廷はイベリア半島沿岸部の荒廃と放棄さえ認めている。〈中略〉（イタリア）南部の島々も数週間、数カ月にわたり包囲された。「この島で海賊は、」と一五七八年六月シチリア副王マルカントニオ・コ罗纳は書いた。「望楼のない多くの沿岸部に甚大な被害を与えた。」ついで一五七九年カプリ島沖でシチリア艦隊のガレー船二艘が、バルバリアの海賊に奪われ、ナポリのガレー船に急報したが無駄であった。いつもながらそれらは武器も外し、軍人も乗せずに港に停泊し、漕役囚も商船の積荷を陸揚げしたり、暢気な仕事の最中さなかであった。

① Freire, *Memórias das Principaes Providencias*, p.114.

② Braudel, *op.cit.*, tomo III, pp.674-649.

〈参照〉ブローデル著、前掲、第三卷、三八八―三九〇頁。

一五八二年シチリア副王はさらに悲観的となる。「海には海賊が群がっている。」年を経れば、事態は悪化の一途を辿る。具体的に述べると、海賊は地中海北岸に執着した。遠くカタロニアがとりわけ狙われ、プロヴァンスもマルセイユも免れなかった。一五八四年二月十一日マルセイユの市参事会はアルジェのマルセイユ人捕虜の釈放について論議を始め、翌年五月十七日「プロヴァンス沿岸におけるバルバリア海賊の暴挙を阻止すべく、迅速に方策を講じる」ことを決議した。

とは言え、無策のうちに歳月が過ぎる。ようやく一五九〇年冬マルセイユは、捕虜釈放のためアルジェ国王への使節派遣を決めた。遠く離れたヴェネチアは、おおむね被害を免れているが、ヴェネチア人奴隷への援護を特命とする領事を一五八八年六月三日選出した。

これら凄惨な年月に海賊は至るところで出没する。ジブラルタル海峡でも、また毎日のようにカタロニアの河岸やローマの沿岸でも海賊と戦わねばならぬ。彼らはアンダルシアでもサルデニアでもマグロ網を掠奪するのである。①

ブローデルの記述はほぼ十七世紀までのヨーロッパに止まっているが、新たな形態の戦争として海賊と海寇は十八世紀にも続いた。大航海時代以降のポルトガルに係わる海寇を跡づけたマルチンス・アルベルトは、ジョアン五世の御代イスラム系海賊のリスボン接近についていくつかの史実を挙げる

ベレン衛生院の史料にも海賊船に係わる記述が見出される。一七〇八年同院の主任医官ディアゴ・ランゲル・ド・マセドはリスボン参事会会頭ジョアン・サルダンハ・イ・アルブケルクに文書を送り、フランス人の捕虜四名を乗せたオランダ海賊船が、首都の港に近づいたと知らせた。医官が調査を求めたのは、彼らが種々の商品だけでなく、健康証明を有するか否かである。後年この医官はイギリスの海賊船、レアル・ジョルジュ号にペスト感染の疑いあり、と公衆衛生院院長に報告する。その船は商品を積み込むためトルコのイズミールに寄港し、航海のさなかに航海士全員と多数の乗組員が死亡したのである。

海賊の襲撃に関する記録は定期刊行物『ガゼッタ・ダ・リスボア』にも数多く見出される。一七一七年七月一日付の報道によれば、リスボン港にさきほど到着した一艘のフランス船は、ポルトの沖合六レグアにおいてイスラム系の船舶に攻撃された。この交戦によって二名の男性が殺され、ローマ帰りのポルトガル女性、カルメル会修道女もひとり死亡して、その遺体は同志の修道士によって埋葬された。翌年の同紙には船長バレルの証言が見出される。近海の輸送船カーボ号を担当する彼は、発病した船乗りを上陸させ、人員の補充と物資の補給を行うためリスボンへ寄港した。ふたたび運航に就くやまもなく四艘のバルバリア船の標的となったが、奇蹟的に脱出した。直後に海賊船はカスカイスの沖合へ転じ、漁船数艘を捕獲したのである。また、一七一八年六月九日に『ガゼッタ・ダ・オシデンシアル・リスボア』が報じるところによれば、フランス・バヨヌ所属のガレー船デザミ号がアルゼリアの海賊船二艘と遭遇した。船首を傾けて彼らは数度接近を試み、搭載する大砲とマスケット銃で我らの帆を破り、索具を壊したが、捕虜となるのを奇蹟的に免れた。その二日後バリバリア海賊がポルトガルの沿岸に侵入するとの報告を受け、これを撃退すべく国王は、軍艦マードレ・ド・デウスのリボン出航を指令した。こうした報告は以後数年にわたり繰り返され、海洋に生きる男衆や大西洋を越える旅人の不安と危険を立証する。②

## 十二、各地要塞での厳戒

① Fernand Braudel, *op. cit.*, tome II, pp.617, 637, 638-639.

(参照) ブローデル著、前掲、第三卷、三四七、三七四、三七七―三七八頁。

② Alberto, *op. cit.*, p.133.

盗賊と海賊に対する厳戒体制は全土の要塞に命じられた。国境の過半が沿岸部であるポルトガルでは、海路による外敵の侵攻を阻止すべく、かねて到るところに要塞が築かれ、リスボンを中心とするコスタ・デ・リスボアだけでも五十以上に及ぶ。ペニシエ、カスカイス、ベレン、サン・ジオルジエ城を軍事基地として、北部の大西洋沿岸と南部のテージョ河畔に連なるエリセイラ、ロカ岬、エストレア、ザブレガス等の要塞がそれである。①

★緊急政策第三四 発令一七五五年十一月四日ノ十二 航行許可に関する各要塞司令官への布告  
〔『緊急政策編纂』第六ノ四 要塞司令官各位に対するロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼスの指示〕

### 【布告】

国王陛下におかれては要塞司令官各位につきのごとき施策を命じられた。すなわち、すべての船舶および小舟に関して出航するときも、付近を通過するときも、ロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼス閣下の署名入り通行証を船長が携える場合にのみ航行を許可されたい。かかる通行証は発券の当日のみ有効であつて、いかなる延長も認められず、新たな期限の追加もできない。相反する規則が定められ、平素適用されているが、今次の指令はすべての小舟に関して断乎執行される。

一七五五年十一月四日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

②

大航海時代に植民地とされた大西洋上のマデイラ諸島、アソーレス諸島、ケープ・ヴェルデ諸島、さらにはアフリカ西北沿岸のポルトガル領ギニアは、遠隔地貿易の要地であるとともに、頻繁に海賊の襲撃と掠奪を受けた。これらの土地で海賊は現地の統治者や貿易商にも迎合し、堅固な要塞への攻撃も巧妙にして激烈であつた。

一七二四年ロンドンで出版された『海賊列伝』は、イギリスの海賊十六名を主軸にして構成されている。これら海賊の委細な物語は多少の虚構を含むものの、現代の研究者からも事件の信憑性を高く評価されている。なお、匿名と思われる著者チャールズ・ジョンソンの本名が不明であり、多才な文学者ダニエル・デフォーとする見方もある。一七二六年この作品は別の海賊十数名を追加して増補され、版を重ねてオランダ語やフランス語にも翻訳された。『海賊列伝』に記述される海寇には一七二〇年前後の襲撃が多く、ポルトガルでも宮廷や軍部の要人は防衛の見地からもこの奇書を繙いたであろう。ケープ・ヴェルデ諸島とギニア要塞における海賊の犯行がそこではつぎのように語られる。

ハウエル・デイヴィスとその仲間さらさらケープ・ヴェルデ諸島へ進み、セント・ニコラスで投錨し、英国国旗を掲げた。当地のポルトガル人はこれをイギリスの私掠船と思い、デイヴィスが上陸すると、丁重に扱って売買にも応じた。彼らはそこに五週間留まり、一五マイルほど奥の中心街へも、気晴しに出向く。身なりを整えたデイヴィスは、総督をはじめ島の人々から歓待され、ポルトガル人から供される娯楽や金銭で買える快楽を充分に享受した。一週間ほど楽しむと、デイヴィスらは船に戻り、つぎには別の仲間が中心街へ遊興に行った。

全員が船に帰ると、船体を清掃して出港した。ただし、仲間のうち五人は当地の遊楽と女との艶事に陶醉し、ハン

① Castro, *op.cit.*, tomo II, pp.374-375.

② Freire, *Memórias das Princiães Providencias*, p.113.

ニバルの兵士のごとく島に残った。そのひとはウエールズ州の男で、チャールズ・フランクリンと呼ばれるが、島の娘と結婚して住み着き、現在もそこで暮している。

セント・ニコラスから彼らはボナヴィスタへ航行したが、港にめぼしいものはなく、マヨ島へ針路を変えた。そこには沢山の商船や客船が停泊する。デイヴィスらそれらすべてを掠奪し、財貨を奪い取った。襲われた人々の多くが仲間入りを志願し、一段と強力な徒党となった。奪取した船舶のひとつを新たな海賊船に仕立て、二六門砲を積んで〈キング・ジエイムズ号〉と名づけた。〈中略〉

(ポルトガル領のギニア海岸ガンビアでは) 上陸の地点へ着くと、デイヴィスらはマスケット銃を携えた一隊に迎えられた。要塞に案内されて、総督の丁重な応対を受ける。「どういう方々で、どこから来られたか。」「リヴァプールから」と彼らは応える。「セネガルに行き、河畔でゴムと象牙を取引を始めたところ、フランスの軍艦に追撃され、やや船足に勝ったので、辛うじて逃れた。ここでは奴隷を買って、損失の埋め合せをしたい。」総督「貴殿らの積荷はなにか。」デイヴィス「鉄と食器であるが、ここではよく売れる。」総督「貴殿らの積荷全部と奴隷を交換しよう。ほかにヨーロッパ産の酒はないか。」デイヴィス「自分用の酒が多少あり、それを進呈しよう。」総督「歓迎の気持もあり、ここに留まって夕食を共にされたい。」デイヴィス「船長として自分は一旦船に帰り停泊の指示等を行う。同行のふたりはここに留まってもよい。進呈する酒を携え、夕食の前にはここに戻る。」

要塞で応答する間に、デイヴィスの眼光は周囲の配置を素早く捕捉した。門前にひとりの歩哨が立ち、横手の兵舎には衛兵が待機し、片隅に武器が積まれている。総督の広間にも多数の小型兵器があるらしい。船に帰って彼は仲間にも命じた。「今夜は酒を飲んでならぬ。気が熟したら、砦に旗を掲げる。ただちに二十名を上陸させよ。」おりしも監視船一艘が近くに錨を降ろす。デイヴィスの指示で仲間が小舟でそこへ踏み込み、船長など全員を捕えて、海賊船に拘留した。自分らの計略や武装を見破られ、要塞に通報されないためである。

こうして準備万端を整え、上衣の下にそれぞれ二丁の拳銃を隠し、デイヴィスと数人の仲間は小舟で要塞へ向かった。仲間は兵舎によつて衛兵と話し込み、総督の窓辺から合図されたら、ただちに威嚇して兵舎の武器を釘づけにする手配である。

デイヴィスが要塞に戻ったとき、食事は準備の途中であった。晚餐を待つ間、食前酒で寛ひろしごう、と総督は勧める。要塞に居残った仲間のボート艇長は、内部の各所を廻り、防備の程度をすでに把握していた。彼はデイヴィスに囁いた。「ここに居るのは、船長、医師、自分、総督だけだ！」これを聞いて突然拳銃を引き出し、総督の胸に突きつける。「要塞を明け渡し、財貨をすべて差し出せ！さもなければ、あの世だぞ。」予期しない攻撃に策もなく、総督は言われるままにすると約束した。デイヴィスらは広間に備わる武器をすべて奪い、それらに装填する。さらに窓辺から一発を撃つと、筋書通り外で待機する仲間がただちに雄姿を發揮した。全員が拳銃を握って、武器置き場と衛兵を遮さかぎり、すべての武器を運び出す。それが終わると、衛兵を兵舎に閉じ込めて施錠し、見張りを付けた。

他方仲間のひとは砦の頂上に英国旗を掲げ、援軍上陸の合図を船に送り、遅滞も混乱もなく、双方の死者も皆無のまま、要塞を占領したのである。①

イギリスの海賊はギニアなどアフリカ北西部を攻撃するとともに、大西洋を越えてカリブ海やブラジル沖合へ進出した。莫大な貴金属や高価な商品を満載するポルトガル船団は、彼らにとつて無二の好餌である。海上で襲われた商船と護衛船も、しばしば海賊に果敢な反撃を試みた。『海賊列伝』には新大陸沿岸での壮絶な海寇も多く記録される。

① Charles Johnson, *The History of The Pyrates from their first Rise and sttlement in the Island of Providence, to the present Time*, London, 1724, pp.179-184.

〈参照〉チャールズ・ジョンソン著、朝比奈一郎訳『海賊列伝』中央公論新社、二〇一二年。上巻、二四二―二四七頁。



(ブラジルの)ロス・トドス・サントス沖でロバーツらは凶らずも四二帆のポルトガル船団に遭遇した。積荷してリスボンへ向かう一隊で、数艘を武装するとともに、七〇門砲を備えた護衛船二艘を待っていたのである。難事ではあるが、捕獲とロバーツは腹を決めた。一味を船室に隠し、みずからは船団の間に割り込む。奥まった商船に近づくと、船長に命じた。「即刻こちらの甲板に乗り移れ。抵抗も危険信号も容赦せぬぞ！」こうしたの恫喝と一味の脅しに怯えて、船長は無言で屈服し、すぐさま船上にきた。丁重に挨拶してロバーツは語りかけた。「われらは海賊である。だが、この船団でどの船が一番大切か、いまは知りたいだけだ。正直に答えれば、無傷のままあちらへ戻す。さもなければ、即座に命を頂戴する。」

ポルトガル船の船長が指し示したのは、四〇門砲を備えた乗組員一五〇名の船舶である。

「どうせポルトガル人よ。」ロヴァー号より手強い相手であるが、一味は臆せず接近した。指呼の間になると、虜にした船長に叫ばせる。「そちらの船長は元氣か。相談したいことがあるのだが。」「いま行くよ！」即座の返答である。だが、すぐに向うからざわめきが聞え、海賊は暴露したのに気づいた。まやかしの応答で時間を稼ぎ、防衛の体制を敷くつもりなのだ。間髪を入れず、海賊はその船舶に片舷かたげんせいしや斉射を浴びせ、横づけしてこれを捕獲した。短時間の激しい戦闘で、多数のポルトガル人と海賊の僅か二名が死亡した。すぐさま船団全体に警報が発せられ、上うわはし檣マスうわはしトの信号旗と火砲の発射によって護衛艦に急報された。投錨中の護衛艦が慌てて救援に赴いたのである。(中略)

このとき捕獲した船舶には莫大な財貨が積まれていた。主として砂糖、皮革、タバコ、金貨四万モイドアであつて、高価な首飾りや指輪も含まれる。特筆すべきはポルトガル国王のために彫琢されたダイヤモンドの十字架であつて、のちにロバーツらは謝意としてそれをギアナ総督へ進呈した。

こうした掠奪で意気揚がる彼らが、安全な隠れ場であらゆる歓楽に身を委ね、奢侈と放埒に耽溺することだけを望んだ。ギアナ沿岸スリナム河の悪魔島なる小島を選び、そこに到着するや、ギアナ総督をはじめ英国商館のお歴々、さらには彼らの令夫人たちからも最高の歓待を受けた。これらお歴々は海賊と佳器を交換し、商品を取引したのである。①

#### 十四、罹災艱苦の諸相

こうして危機管理と救援活動が熾烈に推進されるなかで、ふたりの在留イギリス人はなお震災日誌を書き続ける。両者の記述に共通するのは、火災の激烈さである。自身の状況をも含め、被災者の苦難と悲願をとくにジャコンブは描く。

##### 貿易商ジャコンブの日記 その四

☆十一月四日

火の手が廻らぬうちにと、亜麻や羊毛の衣類をモニターギユの建物へ移した。ルーカス様の邸宅に預けておいた小生の家具、食器、衣類はすべて焼尽した。この方は頭部まで瓦礫に埋れたが、従妹スピラー嬢の決断と勇気によって救助された。この日路上では両親や知己を喪った老人と少女が、食物をせびり、両手を挙げて全能の神に、艱苦からの救いを必死に求めていた。こうした哀願が天に届き、万人が救われるものと信じる。交易の大都のひとつが灰燼に帰し、死者と廢人の巷に化した。落ち着く住処もなく、貧窮と悲惨に陥った者は五千人、死亡した者は五万人と言

① Johnson, *op.cit.*, pp.221-223.

〈参照〉チャールズ・ジョンソン著、前掲、上巻、二七五―二七八頁。

われる。英国商館に係わるイギリス人の死者は二十人を超えず、リスボンに住む総数を考えると、僅少である。だれもが緑野やテント小屋や荒墟に留まるほかない日々、大いなる天恵によって好天が続いている。

中心街から離れた建物、さらには王家の誇る歌劇場も瞬時に破壊されたが、淳良な国王はそれを意に介されず、国民の惨状に崇高な同情を共感を抱かれ、救援対策に献身されるとともに、王都から去らぬよう懇請された。小学生もこの夜テント小屋で横になったが、午前八時以降は地震が途絶えたが、神への祈りが災いを止めるよう願った。①

#### あるイギリス人貴紳の被災日記 その四

☆十一月四日

大火が鎮まると思ったが、地震で壊滅した首都西部で夕刻激しく燃え上った。②

国務尚書カルヴァリオの側近、オラトリオ会の学僧ペレイラ・ド・ファイゲイレドは、震災第四日の緊急政策をつぎのように記録した。ここでは食糧の確保と輸送、食品販売への施策、盗賊の逮捕と処刑、市民等への生活調査が主要な事項として列挙される。

#### ファイゲイレド著 『ポルトガル政事日誌ーリスボン地震よりイエスズ会追放まで』

☆一七五五年十一月四日

タンコス侯爵は自由学芸の卓越した学識を国王から称讃された方であるが、かねてより知事を勤めるテージョ流域州に出向され、軍隊の指揮と穀物の徴発など急務のすべてを迅速かつ的確に開始された。

輸送手段の確保に関してはリスボン高等法院裁判官ジョゼ・セアブラに采配を命じられた。また、売り惜しみを禁じる法が定められ、食品の販売には免税の処置が講じられた。

ポルトガルの全土に盗賊が跳梁するため、これを摘発すべく嚴重に監視し、有罪の判決を受けた者は即日処刑するよう、国王陛下は首都および地方の司法官と裁判官に命じられた。かくしてリスボンの数々の地点に絞首台と高い竿が設けられ、そこに罪人の首を晒して非道な者共への一罰百戒に供した。同じく王命によって司法官は民事に関して厳密な調査を命じられ、すべての市民について彼らの生活、品行、職務が、また放浪者や乞食に関しては年齢や健康の如何、公的または私的な職歴の如何が調査された。③

前節で引用したとおりポルトガル王妃マリアナ・ヴィトリアは、この日実家のスペイン王室へ急報を送った。この至急便は数日後マドリッド郊外エスコウリアル王宮へ届き、国王フェルナンド二世がいち早くポルトガルへの物資援助と人的支援を開始する。イギリス大使カステルスの震災第一信はパケット船などの途絶のためかついに届かず、ロンドンでは大使および総領事の死亡説が流布された。

地震発生の当日公邸の中庭で一夜を明した教皇大使アシエウリは、まもなくサン・ベント修道院の中庭へ避難し、仮設小屋で三通の書簡を綴った。もつとも重要な教皇庁宛公文書は紛失するが、通信経路の相違によってスペイン駐在の教皇大使とフィレンチェ在住の実兄に宛てた急報は無事配信された。原典に実兄の氏名は誌されていないが、フィレンチェ市会議員のアントン・F・アシウエリと推察される。

① Jacomb, *op. cit.*, p. 275.

② A Gentleman, *Account in The Gentleman's Magazine, op.cit.*, p.592.

③ Figueiredo, *Rerum Lusitanarum Ephemerides, Diario, o sia Giornale*, pp.13, 46-47.

ポルトガル駐在ローマ教皇大使フィリッポ・アシエウリ、

一七五五年十一月四日付 兄（アントン・F・アシエウリ）宛書簡

親愛なる兄上君へ

死の淵に立ち、丸裸かで惨めで文なしとなった私が、それでも奇蹟的に救われ、ベネディクト会修道院の敷地に設けられたテント、ふたつの丸太で組まれ、僧院の絨毯と布地を敷いた仮設小屋から、そなたにお便りします。万聖節の土曜日、午前十時に地震が発生し、八分間足らずでリスボンは壊滅しました。地震のあとまもなく火の手が昇って、数々の建物を焼き、王都の各地へ次々と拡大しました。いまでも続く大火がわが公邸へも迫り、これを遮るいかなる手立てもありません。総大司教教会、王宮、新築の大劇場、さらには税関所と兵器廠も燃え、ありとあらゆるものが焼失したのです。ベレンでは離宮が破壊され、国王は下着のまま脱出され、緑地の御車のなかで休まれます。そして、即日王室ご一家のため仮設小屋を用意するよう命令がなされました。私にも仮設小屋を供するよう頼みましたが、応答が得られず、傷ついたまま家族とともに僧院の覆いと布地で凌いでおります。幾千もの人々が神の慈悲と赦免を願ひ、できるかぎり私もそれに応じています。昨日の朝緑地でミサが行われ、生き延びた人たちを祝福しました。形式どおり彼らはまず私を抱擁して手に接吻し、ついで大地に身を伏せたのです。亡き人たちには秘蹟を施し、負傷した人たちには外科医が巡回し、幾千もの死者を埋葬すべく、その都度空地を浄めました。スペイン大使公邸が全壊し、ご子息は救出されたものの、不運にも大使ご自身は瓦礫に埋れました。未曾有の凄まじい脅威に感じられ、上履きと寝巻きのまま瓦礫と遺体の上を歩き、荒墟のなかに身を潜めています。私の秘書、家主、経理担当、さらに手飼いの騾馬も死にました。要するにすべてが脅威と惨状に覆われ、リスボンは瓦礫の山脈へと一変したのです。地下の火焔から発した炎が、地震に耐えたあらゆる建物を焼き、ついにわが公邸へも迫りました。いまでも私は錯乱と艱苦の渦中におります。被災の総額はすくなくとも数億（ペソ）に及ぶでしょう。敬具。

①

同じ日の午後筆頭格の國務尚書ペドロ・ダ・モタが自宅の土蔵において逝去した。教皇大使アシウエリの記録によれば、大地震の際七十四歳のモタは大破された建物から救出され、邸内の土蔵に数日避難したが、憔悴と寒気で風邪が悪化したのである。モタは高名な枢機卿ドン・ジョアン・ダ・モタの実弟であり、ジョアン五世のもとで一七三六年から國務尚書に列せられた。ジョゼ一世が即位したとき筆頭の地位にあつたが、かねてから病弱にして高齢であり、実権をカルヴァリオに委ねていた。逝去の翌日王命によってカルヴァリオはその一家を訪ね、故人を哀悼するとともに所蔵の國務文書を引き継いだ。②

## 第二節 震災第五日（一千七百五十五年十一月五日水曜日）

### 一、地方への救援開始

地震発生から始まる「貿易商ジャコンブの日記」に震災第五日の記述は欠けるが、他方あるイギリス人貴紳はギリシヤ神話やヨハネ黙示録を想起し、住人の惨状をさらに書き続ける。

① Arnaldo Pinto Cardoso, *Correspondencia do Nuncio Filippo Acciaiuoli* (*Arquivos Secretos do Vaticano*), Lisboa, 2005, pp. 20-21.

② *Ibid.*, p. 38.

あるイギリス人貴紳の被災日記 その四の日記 その四

☆十一月五日

公私にわたるすべて書類が燃えたか、消え失せた。ポルトガル人の周章狼狽はある意味でトロイアの炎上に喩えられる。トロイア人は氏神に救いを求めたが、ここで路上に溢れるのは、十字架像をはじめ聖母マリアと聖者アントニオの像、さらには木製や煉瓦の聖像であつて、彼らはこれに祈祷と抱擁を捧げ、ベッドにまで携え、傍らに据える。イギリス人の分別とは反対に、彼らは礼儀正しく、信心深く振舞うのである。①

この日宮廷では五件の緊急政策が立案された。これらのうちまず注目すべきは地方の被災地、アルガルヴェ国とセトウバル市への本格的救援である。いずれもリスボンと同じく地震・津波の甚大な被害を受けたが、アルガルヴェに係わる四日付勅令は、タバコ園の火災阻止に止まっていた。ファイゲイレドの政事日誌をまず参照する。

ファイゲイレド著『ポルトガル政事日誌―リスボン地震よりイエズス会追放まで』

☆一七五五年十一月五日

国王陛下の御名によつて王国の全司法官に勅令が発せられ、街道、市門、城砦に検問を設け、通行許可証を持たぬ行人は許可しないこと、商人や職人は市中へ戻らせ、胡散な者は禁固することを命じられた。

アルガルヴェ国の被災に続いてセトウバルの惨状について連日急報が届いたので、英明なる国王陛下は深い憐憫の情を抱かれ、(セトウバル軍事基地司令官)ペドロ・デ・ソウサ・デ・カステロブランコ曹長に迅速に救助と支援を進めるとともに、霧散した兵士を喇叭等で呼び戻し、逃亡者や離反者は厳罰に処すること、首都におけると同じく盗賊を逮捕し、食糧など必需品の確保と供給に努めること、またすべての王命を達成するため、不慮の事態には司令官ジヨアン・アレクサンデル・シエルモンテスが責任者も職務を代行することを命じられた。

アルガルヴェ国に関してトランスタガの騎馬兵五中隊に沿岸部の城砦と都市を防衛するよう命じられた。また、アルガルヴェ司令官ロデリコ・アントニオ・ノロンハにはリスボンを出立し、当地の救援を指揮するよう命じられた。王命が下された 数日後ノロンハはアルガルヴェへ出発し、レゼンチアノ伯爵がその後任に任命された。②

アルガルヴェ国はポルトガルの最南端に位置し、地中海沿岸を有する唯一の地域である。一三世紀レコンキスタを完了したボルゴニーヤ王朝は、この地域を併合するとともに、一定の自治を認めた。アルガルヴェ国の歴史と特質についてカストロは著書『ポルトガル地誌―過去と近代』でつぎのように述べる。

アルガルヴェ地方 (アルガルヴェ国)

A、アルガルヴェ地方はルシタニア (ポルトガル) を構成する主要な地域のひとつであり、グアディアナ河沿岸から半島の西南端サン・ヴィセンテ岬に至る。ムーア人が用いた地名アルガルヴェは、西方の肥沃な平野を意味する。若干の山地を含むが、海岸沿いの広大な平野がきわめて肥沃にして豊穡だからである。

B、ポルトガルとはカルデラオ山脈を境界に、アンダルシアとはグアディアナ河を国境としてアルガルヴェ国は防禦され、わが国でもっとも堅固な地域である。初代の国王アフォンソ・エンリックはここでの国土回復を最初に意図し、サンチヨ一世による多大の成果を経て、アフォンソ二世が征服を達成した。以後アルガルヴェ国は永続的にポルトガル王国に併合され、国王軍と七地点の城砦で護られる。

① Jocomb, *op. cit.*, pp.275-276.

② Figueiredo, *Rerum Lusitanarum Ephemerides*, *Diario, o sia Giornale*, pp.13-14, 47-48.

C、アルガルヴェ国には四つの都市がある。大聖堂が建立されたファロ、イスラム時代の都シルヴェス、そのほかタヴィラとラゴス。さらにアルポフェイラ、アルクチン、アルジェズル

、アルヴォル、カッセラ、カストロ・マリム、ルレ、オデセイクス、パデルヌ、サグレス、ヴィラ・ド・ビスポ、ヴィラなど十七の町がこの地域にある。サン・ヴィセンテ岬とサンタ・マリア岬もそうである。(中略)

D、この地域では特産物として大量のイチジク、干ブドウ、アーモンドが収穫され、レヴァント、イタリア、フランス等諸国へも毎年多額に輸出される。同じくここでは小麦、大麦、ライ麦も播種され、ブドウ、アーモンド、イチジクなどの樹木、ところによってヤシの樹も住民が好んで植える。マグロ漁の収益も相当なもので、大きな取引がなされる。アルガルヴェ国を潤す河川は細流が多く、アドレイテ、ベリクサリ、グアガデアナ、ランパス、ヴァスカオと呼ばれる。

E、アルガルヴェ人は勇敢であつて戦いに強く、古代ローマの將軍セリジオ・ガルバをも敗北させた。海洋学の研究が進められ、シトー会ベルナルド・デ・ブリト神父の史書に基づいて、イベリア半島の父祖にして開拓者であるテユバル、さらにはギリシャ神話ヘレクレスの記念碑を建立した。ルイス・デ・リマ神父の近代地理学に従つてアルガルヴェ国は、ふたつの裁判区、ラゴスとタビラに現在大別される。ここには医療に役立つ七つの温泉が湧く。三つの軍事基地、ラゴス、ファロー、カストロ・マリムでは四千名の守備兵が防備している。歴代のアルガルヴェ総督ないし総司令官は四十名。現在の卓越した総督は第二代ルリサル侯爵フランシスコ・デ・メネゼスである。①

リスボン大地震に関する在留イギリス人の証言は、雑誌『ジエントルマンズ・マガジン』への掲載だけでも相当の数に及ぶが、アルガルヴェの震災を伝える書簡はファロから発信された一通のみである。十一月一日付の稀有な書簡であつて、衝撃の激しさが伝わるが、津波の襲来については言及がない。その翌日追伸としてアルガルヴェ各地の被災が記述された。

無署名書簡

ファロ、(一七五五年)十一月一日

神の恵みによつて私たちはみな無事です。これをお知らせするほか、いまは余裕がありません。地震によつて全市が壊滅し、家財のほとんども瓦礫に埋れました。この書簡を託すジョージ・ディアモンテが、凄絶な震災についてより詳しく報告されるでしょう。私たちは余裕も気力も失つています。

〈追伸〉ご覧のように取り乱して書いたあと、最初のものほど強烈でない震動を二度感じました。生き残った住民はみな野外に避難しています。ラゴス、シルヴァス、ヴィラノヴァ、そしてサン・ヴィセンテ岬からアヤモンテ河に至る全域が、ファロとほぼ同じ運命に陥りました。②

## 二、アルガルヴェへの救援

アルガルヴェ国での救援活動と危機管理に関する勅令は、同国の総督および軍事司令官ロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼスに発せられた。地震発生の際総督がリスボンに居合わせた理由には、勅令の文言から推察すると、首都における任務だけでなく、病氣静養が含まれたかの知れない。③

① Castro, *op.cit.*, tomo II, pp.77-79.

② Anonime, letter from Faro. in *The Gentleman's Magazines*, 1755 december, p.563.

③ Antonio Caetano de Sousa, *op.cit.*, p.152.

★緊急政策第三六 発令一七五五年十一月五日ノ一 アルガルヴェ救援をロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼスに命じる勅令

〔緊急政策編纂〕第七ノ一 アルガルヴェ国における地震の被害が伝わるや、ただちに当地への出向を決意した熱情に国王陛下が感謝され、出発前に同国への然るべき指令を送付するよう、ロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼスに命じる勅令〕

【勅令】

謹白。

国王陛下におかれてはロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼス閣下につきのごとき勅令を発せられた。すなわち、今日一日アルガルヴェ国で発生した地震の被害が伝わるや、ただちに当地への出向を決意された閣下の熱情に、王者として称讃と謝意を呈されるとともに、体調を整えるため、首都での準備が必要であると諒解された。また、アルガルヴェ国の震災と住民の艱苦に対応するため、閣下の出発前にもいち早く郵便吏を出立させるよう、国王陛下は命じられた。同国に関して閣下は火急の事態に対処するため、必要と思われる指令や措置をただちに実施し、これに抵触する従来の法令や慣例を保留されたい。また、本勅令を官庁等に掲示して、同国のあらゆる行政官、裁判官、軍人に周知させること、ロンハ閣下が山積する懸案のすべてを処理される以上、王命の執行をただちに開始しない者には、別種の裁判権に属する事柄であつても、彼らの職務あるいは地位を停止処分にされたい。貴官に神護が授けられるよう祈る。

一七五五年十一月五日 ベレン宮廷

(國務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリオ・イ・メロ

(ロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼス閣下) ①

大地震の三年後に執筆されたモレイラ・デ・メンドンサ著『世界地震通史』は、アルガルヴェの震災についても比較的詳細である。これによつて各地の概況が把握できるとともに、地震発生時の総督がロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼスであつたこと、彼自身の子息が現地での建物倒壊によつて死去したことも判る。

モレイラ・デ・メンドンサ著『世界地震通史』

【第五七八項】アルガルヴェ国では全土が多大の被害を蒙り、津波の襲来も重なつて沿岸部の破壊は甚大であつた。

【第五七九項】同国の首都ファロでは大聖堂教会、エスピコパル宮殿、壮麗なサン・ペドロ会、イエズス会コレジオ、カプチーヌ会修道院、修道士僧庵が倒壊した。教会や住宅で破壊を免れたものは結局ひとつもない。当司教区の司教は部屋着のまま荒墟から救出されたのち、全市に向けて熱烈に説教され、高位聖職者にとつて綿密な慈善事業を多々実践された。

【第五八十項】都市ラゴスでは総督公邸が持ち堪えたものの、現総督ロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・エ・メネゼスの子息が、他の建物の倒壊で逝去された。カルメル会修道院も全壊し、多数の修道士がそこで歿した。

【第五八一項】都市セルヴァアでは大聖堂、鐘楼、城砦、市壁、市庁市会議所、第三フランシスコ会修道院、さらにはあらゆる街路が破壊され、それらの荒墟で大勢の人々が死んだ。

【第五八二項】ポルチマオの聚落ではイエズス会の壮麗な教堂が倒壊した。聖霊教会を別として、すべての教会が破

① Freire, *Memórias das Principaes Providencias*, pp.127-128.

壊され、大勢の人々が死んだ。

【第五八三項】ルーレの聚落では多数の建物が倒壊し、一五〇人以上が死亡した。ラゴスではマルトリズ教会とほぼすべての家屋が破壊された。新築まもないカルモ修道院も全壊し、修道士一名と住民が犠牲となった。ほかにもあちこちで建物が破壊され、多数の人々が絶命した。結論的に言えば、これらの町村で大きな被害を免れたところはひとつもない。

【第五八四項】近海の波濤が通常の水面より数バラ（訳註）隆起し、多くの陸地で氾濫する一方、退き潮でも各地の堤防が破壊された。アルブフェイラ村では住宅地に大量の魚が置き去りにされた。

（訳註）一バラは一・一メートルに相当する。

①

アルガルヴェ国の地震と津波については、國務尚書の指令による全国的な調査も見当たらず、当時の被災状況が究明される機会が稀であった。ようやく二一世紀に至ってこうしたアルガルヴェ震災にいくつかの研究が達成された。これらの業績は災害に関する諸学の成果に立脚するとともに、今後の防災対策に寄与する専門的な提言を含んでいる。ここでは地中海沿岸の港町ポルテマンを事例研究とする論文、『ポルトガル南部アルガルヴェにおける一七五五年―現代に起りう事態は？』をとくに紹介したい。ポルトガル研究グループの論文をとくに紹介したい。国際的な学術誌『アドヴァンセス・イン・ジエオサイエンス』に収録されたこの報告で、ポルト大学の研究グループ、F・テイーン・ペドロサとJ・ゴンサルヴェスはつぎのように論述する。

ポルチイマン町は三つの教会教区、アルヴォル、ポルチイマン、メクシルホエラ・グランデから構成される。メルカリ地震測定によれば、（リスボン大地震における）衝撃はメクシルホエラ・グランデが震度八、アルヴォルおよびポルチイマンが震度十であった。

史料に誌されるところでは、津波はアルボル教区で六六〇メートル陸地に押し寄せ、高さ三〇メートルの建築をも水没させた。港湾の海辺に建立されるアジュエダ教会は、跡形もなく完全に破壊された。

ポルチイマン教区では海流が堤防を越えて内陸へ八八〇メートル以上氾濫し、古来の塩池を破滅させた。以後そこでは塩の生産がなされない。ポルチイマン港の右と左に岩壁があつて、サンタ・カタリーナ要塞とサン・ジヨアン要塞が築かれていた。その一方は微塵に碎かれ、他方もすべて流失したのである。

高潮はポルチイマン町を貫流し、五キロ以上も河川を遡上し、途上のすべてを破壊した。幾艘もの船が遙か内陸にまで押し上げられ、港に戻すのが困難であった。町のはずれにまで拡大した氾濫で、すべての建物が壊滅し、河岸に避難する住民が数多く溺死した。

当地の証言から推断すると、海辺における津波の高さは二〇メートルほどである。さらにアルヴォル教区では二〇から三〇メートルにも及び、高さ二〇メートルのサンタ・カタリーナ要塞を破壊したと言う。津波の規模を判定できる有力な手掛かりは慈善教会にほかならぬ。この教会は通常の海面から一〇メートル上に位置し、高潮は堂内で二・六四メートルの床上まで溢れた。近隣のサン・フランシスコ教会も海面から約七メートル上にあるが、完全に破壊された。（中略）

津波に襲われた地域は二三・七五平方メートル、同町総面積の一三パーセンと推定される。この地域は低い岩壁とふたつの河川で囲まれた砂地であり、これら自然の敷居が高潮の突進を助長した。（中略）

一七五五年以降ふたつの要素がポルチイマンの弱点を拡大した。沿岸における居住の目的が、もはや当地の資源利用だけでなく、都市化と観光化という要素、海辺で魅力的な生活に入り、余暇を楽しむという要素が加わったのであ

① Moreira de Mendonça, *op.cit.*, pp.155-157.

る。

いま津波が襲来するならば、危険に曝される住民の数は、二〇〇一年の国勢調査を参照すると、二万一千八百五十人に及ぶ。最大の被害が当然予想される地域は、市街地ポルチイマンの低地帯であつて、ほぼ一万八千三百三人がここに暮らす。より少数の人口を擁するない地域でも、アルポール教区で二四〇三人、メクスルホエラ教区で一三九人が影響を受けるであろう。ポルチイマン教区は観光事業がもつとも重要な経済活動であり、災害の際危険に曝される人々の数値は、一層高いものとなろう。人口はなお年々急増しつつあり、現状に関する統計的な記録を入手できないが、水道と電力の消費量から判断すれば、時期によつては人口が二倍に高騰することも予想される。

私たちの算定によると、約五千の建造物が被災する場合、ホテルを含めそれらの多くは、微塵に破壊されるか、甚大な損傷を蒙る。ただし、ホテルは強度に関して各々の間に相当の差がある。六七のホテルを検証した結果、うち二六が津波の危険地区に位置すると判つた。最新のリゾート・ホテルのいくつかがもつとも危険な地点を占め、それらのレストランはプールがアラデー河口に面して、津波の襲来を最初に受ける建物なのである。

災害に対処できる不可欠の要件は、救助する手段と救出する組織にほかならぬ。私たちの調査では一二メートルの高潮によつても、公的な救出機関はさして破壊されない。警察署だけは氾濫の危険地域にあるが、消防団や他の救出組織は被害を免れるであろう。

医療施設に関しては保健センターが危惧され、他の病院については不安がすくない。しかし、空港、刑務所、赤字が危険な地域にある。

道路交通網も要所で破壊され、各地の幹線道路が氾濫と錯乱に陥る懸念もさらに付言したい。

給水や電力の遮断という事態もありうるが、以上に記述した要約が、非常事態への対策として私たちが検討した結果は、以上の要約に尽きる。かくして住民の足下に横わる危険を認識し、救出機構を早急に整備する必要、国土計画や建物配置を慎重に進めるとともに、建築法規を制定する必要があるかとなつた。なぜなら、過去に津波の被害を受けたアルガレヴェは、将来ふたたび津波に襲われる危険を蔵するからである。①

### 三、セトゥーバルへ救援

リスボンにもつとも近い大都市であり、地震と津波で甚大な被害を受けたセトゥーバルについては、十一月五日、十日、十四日と三次にわたり四件の緊急政策が発せられた。五日の勅令は食糧の提供、物価の統制、遺体の処理、盗賊の逮捕などを命じる統括的指令である。震災四日後の指令としてここには、責務を放棄した軍人や公吏への懲罰も新たに加えられた。

★緊急政策第三五 発令一七五五年十一月五日ノ二 セトゥーバル市への救援をセトゥーバル軍事基地司令官等に命じる指令

(『緊急政策編纂』第七ノ三 セトゥーバル市の震災に関するセトゥーバル軍事基地司令官、バトルハ・ペドロ・デ・ソウサ・デ・カステロブランコ曹長への指令)

#### 【指令】

謹白

① F. Tedim Pedrosa and J. Goncalves, The 1755 earthquake in the Argarve (South of Portugal) : what would happen nowadays ? *em Advances in Geosciences*, 2008, volume 14, pp.60-62.



我らの慈父であられる国王陛下は、王者の仁愛をもってタンソス侯爵につきのようにな命じられた。すなわち、本月一日土曜日午前セトゥーバル市を襲った憂慮すべき災害に対処し、昨日国務尚書の指示によりアレンテージョへ輸送したのと同じく、同市へも最大限の食糧援助を即刻行うことである。

この指令に関連して国務尚書は若干の説明を以下に付記する。第一にはさきに国王陛下が国務尚書に要請されとおり、食糧の払底から民衆を救うため、すべての必要条件を整えること、なかでもリスボンにおける本年十月の価格より高額な売買を禁止することに尽力されたい。

さらに国王陛下は震災後供給される食糧全体に関して、収税史への納税と謝礼をすべて免除され、これを遵守させるようタンコス侯爵にも命じられた。

なお、国民の艱苦を和らげるため、国務尚書の権限も強化され、必要と判断した場合には、新たな緊急政策をタンコス侯爵に提示することも認められた。

地震発生の当日動揺して部署を放棄した将兵にかぎり、情状酌量の余地ありとするが、第二日以降の逃亡については罪人として召喚し、将校には地位の罷免、兵士には軍籍の剥奪が科されたい。

また、軍民双方について国王陛下はつぎのように要望されている。すなわち、遺体の埋葬を能うかぎり迅速に完了すべく、かくも厳粛で肝要な大業において聖職者と在職者が一致協力されたい。遺体の腐敗によつて大気が汚染され、一層忌避すべき事態に至る以前に、総大司教猥下の指令どおり、それらの多くを遙かな沖合へ投棄されたい。

震災に便乗して寺院や邸宅へ侵入する盗賊についても、リスボン高等法院院長の布告どおり、彼らを逮捕して即決裁判に処されたい。発覚した掠奪について犯行を立証する簡略な調書が作成され、容疑者への尋問と司法当局への報告を行うこととする。極刑の判決を受けた者を、高等法院院長の采配により即日処刑されたい。

塩船が出航する際も、農産物の輸送船が入港する際も、税関所の決裁は不可欠であり、これを途絶なく機能させるよう国務尚書は指示する。なお、職務を放棄した公吏は刑罰に処し、ただちには復職はさせぬものとする。また、当面使用できる建物、倉庫、納屋を確保し、破壊された建物の代用として仮設住宅や丸太小屋を建造されたい。

国王陛下におかれては国務尚書に以下のごとく委任された。すなわち、セトゥーバル市の行政官・司法官および種々の関係者すべてに、かかる指令の遵守と執行を督励すること、また、一般に周知させるため、同市の軍事・司法・財政部局にこれらを記録し、公示させることである。

一七五五年十一月五日 ベレン宮廷

セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリオ・イ・メロ（国務尚書）

バトルハ・ペドロ・デ・ソウサ・デ・カステロブランコ

①

セトゥーバルはリスボンとアレンテージョ州の狭間、アラビタ半島の南部沿岸を占め、古代から著名な漁港としてフエニキア人やギリシヤ人が渡来した。現在は人口一二万人、漁船二千艘を擁し、リスボンとポルトに継ぐポルトガル第三の都市である。一七五〇年イギリスで刊行された『スペインポルトガル周遊』において、著者ウダール・ライスはこの地の来歴とともに、漁業の盛況を語る。

リスボンの南東七リグルスに都市セトゥーバルがあり、船乗りはここをサン・ウベスと呼んでいる。ここは入江であつて、大量の魚と塩が得られる。毎年住民は二〇万ブシエル以上の塩と四〇万デユカットの金額の魚を輸送する。古来ポルトガルの要地であつて、新旧の防壁で護られている。(訳註)

北部には松などに覆われた山稜があり、そこに繁茂する灌木の実は良質の紅い染料となる。山稜の岩は白や碧や斑の特異な玉石であつて、鏡のような光沢を発する。おおくの住居がそうした岩石で造られ、美観を成している。非常に魅力的である。この一帯は古代ローマの跡地と推察され、セトゥーバルなる地名も、古語セトブリガに由来する。古代都市の廃墟と遺蹟はいまも保存され、ジュピターを模した銅製の頭部も見られる。キリスト教と聖母マリアに捧げた古寺もそこにある。

(訳註) 一ブシエルは二八キロ強の重さ、デユカットは古い通貨の単位

①

セトゥーバルについてはカルヴァリオの指令による被災調査も多く遺されているが、ここではまずポルタル著『震災詳説』に誌された概況を訳出する。大西洋に直結するこの地域では、津波の被害が甚大であり、ポルトガル有数の漁港も壊滅した。

都市セトゥーバルの被害はよくに甚大であつた。広大な市街のほぼ半分が地震で破壊され、リスボンの大火と同じく、到るところで建物が焼尽した。さらに津波がの一部を破壊して内陸へ四レガほども浸入し、市中へ小舟を押し上げた。宮殿が聳える広大なボンシム広場では、泉水が氾濫する。地震によってサン・ジュリアン教区の住民多数が死亡した。イエズス会コレジオとドミニコ会修道院も倒壊し、修道士数名が絶命する。イエズス会修道院も多大の被害を受けた。パウロ会修道院も倒壊。養護院は破壊されたが、倒壊を免れた。三位一体修道会は全壊し、再建もできない。

ドミニコ修道会については教会が破壊され、修道院は倒壊した。洗足カルメル会では修道院が多大の被害を受け、ブランカナス修道士が数多く死んだ。死亡の員数に関して五千人、二千人、五〇〇人ともいわれる。②

#### 四、首都離散の禁止

この日告知された緊急政策のひとつは、首都からの移動を阻止し、街道と船舶を監視せよとの指令である。ここでは盗賊の跳梁も言及されているが、住民の離散による都市機能の麻痺と労働力の払底を憂慮したものであろう。

#### ★緊急政策第三七 発令一七五五年十一月五日ノ三 すべての裁判区司法官への通達

(『緊急政策編纂』第四ノ一 通行証を保持せぬいかなる人物にも、当該地区での往来を許さないよう、コインブラ裁判区法吏に命じる通達)

#### 【通達】

謹告。

国王陛下におかれてはつぎのごとき事実を奏聞された。すなわち、被災した首都およびその近郊で従僕や人夫や作業員が、賃金の不払いを予想してみな離散する一方、悪辣非道な掠奪がなされ、多数

① Udal Ap Rhys, *A Tour through Spain and Portugal, etc.*, London, 1750. p. 281.

② Sousa, *op. cit.*, p. 819.

の盗品が運ばれつつある。そのためすべての街道と船はしけぶねを見張り、いかなる身分や目的であろうと、通行許可証を持たぬ人物には、国外へ旅立ちはもとより、ある州から他の州へも移動も禁止すること、またこれに反する者には容赦なく地位を剥奪することを国王陛下は裁断され、すべての司法官、将校、公吏への通達を國務尚書に命じられた。なお、リスボン高等法院院長（ラフォエス）公爵の裁可に至る以前にも、不払いの従僕等に然るべき報酬を与え、職務に復帰させるよう配慮されたい。陛下が本王命を無効とされるまで、國務尚書が執行にあたる。國務尚書に神護が授けられるよう祈る。

一七五五年十一月五日 ベレン宮廷

（國務尚書）セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリオ・イ・メロ ①

離散者と盗賊の拘束、さらには旅人の検問を命じる右記の通達は、『緊急政策編纂』において第四項目に仕分けされた唯一の法令である。編者フレイレの見出しにもかかわらず、この通達の本文でもコインブラ裁判区に特定する文言はなく、すべての裁判区司法官へ回付した広域の通達である。第四項目に掲げられた題名、「リスボンから離散した住民を首都に連れ戻し、必要不可欠な居住地を再建させること」も解題では簡略にされた。この解題で注目されるのは、首都離散の禁止が労役を担う貧民層を多くに対象とし、非常時における労働力を確保するための指摘である。

### フレイレ編『緊急政策編纂』解題

#### 第四項目 離散した全員を首都へ呼び戻すこと

発布された緊急政策を然るべく執行するには、労務する人員、なかでも下層の平民が不可欠である。しかしながら、一方では新たな神の懲罰を怖れ、他方では労務を嫌って、ほぼ全員が安全な地を求め、王都から離散していた。リスボンの荒墟で貧民こそ、有為にしてむしろ貴重な存在と、この難局において痛感された。

このような障害を迅速に除去するため、全裁判区の司法官に即刻回状が発せられ、街道や船舶を嚴重に監視すること、またいかなる資格や事由であろうと通行許可証なしには、旅人があるいは他の地域へ移り、あるいは国外へ去るのを許さないことを命じられた。以前から下賤の労役で生きた人々は、リスボン高等法院院長（ラフォエス公爵）の命ですぐさま徴用され、首都に引き戻された。この緊急政策はとくに意義ある措置として政治的にも高く評価される。

第四項目の内実を検討してまず気づくのは、ここに分類された法令がわずか一件に止まることである。第十一項目（離散して流浪する修道女を保護し、居住可能な修道院に託すこと）の収録件数五四とともに、この数値は部分はこの諸項目に比して不均等である。フレイレによる第四項目解題は離散者への対応に限定されるが、十一月五日付通達は離散者への取締りだけでなく、盗賊と盗品の捜査も指示している。十一月四日に発せられた緊急政策第二八、〈盗賊の捜査を命じる各裁判区司法官への通達〉と同じく、その内容からして第五項目に仕分けられても異質には感じられない。他方後述の緊急政策第四七、リベイラ・ダス・ナオスからの離散者に関する勅令は、むしろ第四項目の内容に近い。敢えて推測すれば、この項目には当初他の法令も含まれ、その後なんらかの理由で削除または移動がなされたかも知れない。

しかし、フレイレによる第二項目解題でとくに注目されるのは、召喚される対象として下層の平民、労務の要員を明示することである。緊急勅令第二七に記される文言、従僕や人夫や作業員を根拠として、とくにこの事実を強調

① Freire, *Memórias das Principaes Providencias*, pp.94-95.

するため、第四項目が定立されたとも考えられる。

自由都市リスボンを構成する主要な要素は、各種の商工業者であるが、これら下層の労務者なしには震災からの復興も日常的な機能も不可能であろう。しかし、社会の底辺にある非熟練労働者、生活困窮者、ジプシー、奴隷等は、教会教区でもその人数や所在を確かめえず、被災者数の算定においてすら多くは除外された。リスボンと同じく遠洋航海の基地であるセヴィリアでも、公共工事や港湾の仕事に下層の労務者が多く雇用された。論文『貴族層と商人―十六世紀セヴィリアの社会』においてルス・パイケは史料の乏しさを嘆きつつ、つぎのように述べる。

商業でも工業でも非熟練労働者の雇用は一層不安定であった。建築業者からは採掘や牽引を引き受け、市街では商品を運んだ。トックでは積荷に、穀倉や市場では運搬に従事したのである。食肉工場や港湾をはじめ、到る所で雑役に雇われるのも彼らであった。辛うじて糧を得るほど賃金は低く、とくに建築業では時期によって求人が多寡があった。乏しい報酬と頻繁な失業のために、こうした労働者の生計は慈善事業に多く依存した。加えて同業組合の規制が彼らの地位向上を妨げ、いつまでも低賃金の非熟練労働に留めた。一定の期間徒弟修業を重ね、同業組合への加入条件を充たす経費は、非熟練労働者が到底捻出できないものである。その結果彼らは不安定な低賃金雇用と失業者の赤貧という悪循環を繰り返すのみであった。〔中略〕

個人の邸宅における仕事非熟練労働者がある程度雇用された。しかし、セヴィリアでは沢山の奴隷が使用されるため、こうした求人は比較的少数であった。下男等は短期間（日、週、月）の約束で雇われたが、従僕はおおむねより長期の契約で雇用された。主従の関係は一定の契約合意書で定められた。つねに雇主の支配下に身を置き、まともで合法的な仕事であるかぎり、すべての命令を実行すると、従僕は誓うのである。〔中略〕

産業にも商業にも家務にも雇われぬ人々は、路上や市場で花や果物や雑貨を売るほかない。これすら難しい場合は、乞食か罪人に身を落とす。非熟練労働者は大抵一時的な労働で糧を得つつ、あふれば物乞いや盗みを重ねる。

カトリック教徒のなかでこうした労務者の貧困と悲惨が深刻であるとしても、一層絶望的な集団がセヴィリアには存在する。ムーア人、奴隷、流浪民は彼らと同様経済的な困窮だけでなく、余計者とみなす偏見や差別に曝されている。なかでもムーア人は同化を嫌う特性のために、セヴィリアの社会でもっとも貧寒な階層を成すのである。①

リスボンをはじめポルトガルの諸都市に黒人奴隷があまた存在することは、さまざまな書物で語られているが、近年の研究成果としてヨアキム・ロメロ・マガルハエスの論文「ポルトガルにおけるアフリカ人、インド人、奴隷制度」をここに挙げる。

疑問の余地なくリスボンでは数多く奴隷が存在し、下級の重労働に投入されていた。一七世紀の中葉まで奴隷の輸入は毎年続いた。全員をリスボンに留めたのではなく、一五五一年首都の人口約一〇万のうち、奴隷は僅か九、九五〇人、全体の約一割と算定される。一五五二年の基本的統計によれば、リスボンでは六十人から七十人の奴隷商人が取引した。ヴァレンシアからの巡礼者、バルトロメ・デ・ヴィラルヴァ・イ・アスタナは、リスボンを〔黒人の母〕と呼び、三千人から四千人の奴隷が水の運搬や路上における米飯等の販売に従事すると述べた。〔中略〕奴隷の大半はリスボン、南部地方、大西洋諸島で使われ、都市の作業や田野での農耕を課せられた。②

## 五、国外出航への査察

① Ruth Pike, *Aristocrats and Traders: Sevillian Society in the Sixteenth Century*. Cornell, New York, 1972. pp.151-153.

② Joaquim Romero Magalhaes, *Africans, Indians, and Slavery In Portugal. in Portuguese Studies*, vol 13 (1997), pp.145-

★緊急政策第三八 発令一七五五年十一月五日ノ四 船舶の巡察と船長への尋問を  
ロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼスに命じる勅令

(『緊急政策編纂』第六ノ七 船積みされた盗品を探索するため、国外へ出航する船舶を巡察し、船長に然るべき尋問を行うことを、ロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼス閣下に命じる勅令)

### 【勅令】

謹白

国王陛下はロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼス閣下に船舶への巡察と尋問を委託された。同閣下の周到な裁量を信頼され、新たな調査と処置を要望されたわけである。貴官に神護が授けられるよう祈る。

一七五五年十一月五日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

ロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼス閣下

### 【添書】

右記の勅令に基づき、国外へ出航する船舶を巡察し、すべての船長に行うべき調査項目を提示する。事実を確認し、尋問によつて船積みされた盗品を探索されたい。

一、今月一日土曜日以降に受け入れた積荷の品目と数量。尋問の内容を記録して、領事の決裁を提示させ、双方を照合すること。決裁に記されない積荷は盗品と判断される。

二、船客がいかなる荷物を携え、いかなる用件でいつ入港したか。この質問に答えさせたあと、下船する乗客の所持品を、精密かつ厳重に点検されたい。国務尚書の通行証を持たず、携える荷物が登録番号を欠く場合、疑義のない著名な商館に属する貿易商は別として、その衣服と証券を差し押えるものとする。

三、船客の数が船長の申告より多い場合には、入港の際に尋問されたい。将校、船員、従者について各自の衣服を厳密に点検すること。当人がいかなる職務に属し、いかなる仕事をするかは、衣服の種類によつて識別可能である。①

右の勅令はアントニオ・デ・ノロンハに港湾警備の重要な任務として船舶での盗品の捜査を指示している。上陸した船員や乗客の犯罪、乗組員と群盗の連携、さらには海賊の計画的侵入など、掠奪と船舶との連関は多々ありうるが、ここでは詳細に綴られた犯行の一例を紹介する。震災の翌年三月に刊行された雑誌『スコッツ・マガジン』には同年二月一五日付の無署名書簡の抜粋として、つぎのような挿話が掲載された。

無署名書簡 (抜粋)

リスボン発一七五六年二月十五日

さきにお便りしたときよりもやや落ち着いたので、大地震に続いて震災の最中に発生した犯罪、とくに、犯人として処刑されたアイルランド二檣帆船<sup>二桅帆船</sup>の船員三名について詳しく話しましょう。ポルトガルの国王は市街を警備させるだけでなく、荒墟と化した家々から居住者以外にはだれも家財を持ち出さぬよう、巡察を命じました。また、一定

① Freire, *Memórias das Principaes Providencias*, pp.116-117.

の裁判官もしくは暫定的な裁判官代行が首都へ通じるすべての街道に配置され、諸悪の探知と処分が指示されていた。アイルランド船の船長はこうした状況で裁判官のもとへ出頭し、航海士と給仕を除く船員四名について疑義を認める陳述を行いました。荒墟から取り出した大量の食器類を、彼らは帆船へ運び、船底に隠したと言うのです。これを聴取して裁判官は、担当の司直とともに即刻船に乗り込み、食器類について真実を述べるよう、船員たちに尋問詰問しました。船底に隠したことを彼らは否定せず、持主のため安全なところに置いたと説明します。「これが全部か、」とさらに裁判官は問います。船員らは肯きました。船内の搜索を法務官に命じ、詰物を容れた蓋のない樽を見付けます。堅い部分を叩き割ると、ある教会で飾られる銀の燭台が三個現れました。裁判官は船員らを上陸させ、通例のとおり立会人としてアイルランドの副領事が来るまで、牢に繋ぎました。事実が明白であるため、彼ら三名に絞首刑の判決が下され、陸に上がらず、梟の番をしたひとりは、絞首台の脇で三度鞭打たれ、ガレー船での終身懲役となりました。

判決が下されるや、被告たちは全貌を語り始め、船長も連座すると告白したのです。「陸に上がる存分に取って来い、」と彼は船員を煽りました。「この航海でみなひと身代築けるぞ。」食器類を掠めて船に帰ると、船長は一部は自分のもの、他の一部は船主のもの、残りについては船賃を払えと言います。船員らがこれを拒否すると、彼は陸に上がり、裁判官に密告したとの由。分け前として奪った金時計等を、船長が隠した場所も彼らは知らせました。これらがすぐに発見されれば、船長の罪状が明らかとなり、真剣な告白の褒賞として死刑を免ぜられる、と彼らは期待したのです。しかし、「船長に煽られたとしても、」と裁判官は申しました。「窃盗の罪には変わりない。証拠の品々を船上で押収しても、なお汝らは嘘を続けたではないか。いさぎよく判決に服されよ。」船長自身と隠された物品を探しに司直が行くと、その船に人影はなく、検束を怖れて船長も航海士も給仕も逃散したあとでした。死刑執行の場へ立たされ、船員等は真実を語るよう促されました。うちふたりはローマ・カトリックで、付き添いの聖職者に告解しました「真実を裁判官に話した。みな船長が悪いのだ！」

これらの罪人は目隠しをされ、絞首台で処刑されました。数日間そこに吊し、道行く人すべてに見せたのです。降ろされた遺体は、埋葬に値せぬとして、河流に投棄されました。①

## 六、遺体の埋葬と葬儀

震災第二日にはじまる遺体埋葬の緊急政策は、この日すべての修道会へ通達された。ここでもペスト蔓延の危険が強調されるとともに、犠牲者への敬虔な葬儀を主導するよう高位聖職者に督促される。

★緊急政策第三九 発令一七五五年十一月五日ノ六 各修道会高位聖職者に遺体の迅速な埋葬を感謝するとともに、人々の模範としてなお貢献するよう命じる勅令

(『緊急政策編纂』第一ノ六 各修道会高位聖職者に遺体の迅速な埋葬を感謝するとともに、人々の模範としてなお貢献するよう、国王陛下が命じられた通達)

### 【通達】

謹告。

国王陛下におかれては神への奉仕と高位聖職者の尽力に鑑み、首都リスボンにつきのごとく布告された。すなわち、遺体の腐敗によって大気が汚染され、疫病の蔓延という新たな脅威に襲われる以前に、王都の

惨憺たる荒墟に埋もれる人間と獣類の遺体を、公共の不可欠な要務として埋葬されたい。また、献身的な高位聖職者が手に鍬を取って、熱心に働くことを陛下は奏聞され、彼らの敬虔で有益な労役に称讃と謝意を示されるとともに、他の階級の人々にも敬神の模範として推挙するよう国務尚書に命じられた。なお、高位聖職者の統率による聖職者団体の徳行と規律がなお堅持されることを期待されつつ国王陛下は、迫り来るふたつの災厄、遺体の放置と火災の拡大が完全に消滅するまで、脅威は一層募ることを警告された。聖職者団体も各教区のなかに入って、迅速な対処を求める要件を果たし、公吏、将兵、貴族に協力しつつ、宗教的儀式を推進されたい。聖職者団体に神護が授けられるよう祈る。

一七五五年十一月五日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリヨ・イ・メロ

(各修道会高位聖職者殿)

①

ポルトガルはスペインとともにもつとも熱烈なカトリック教国に数えられるが、反宗教改革の趨勢は聖職者団体の変貌へと導き、多様な修道会がここに輩出する。それらの組織と活動をめぐり、マルキエス著『ポルトガル史』には十六世紀以降の概況がつぎのように記述される。

カトリック教会の改革は修道会をも変身させた。ポルトガルでは一五五〇年頃から改革の気運が始まった。ドミニカ会、カルメリア会、アウグルチヌス会、等々に変化が現れが、組織的・抜本的に改められるのは、トレント宗教会議の以後である。改革の眼目としては宗教騎士領の廃止、修道士の私有禁止、新規加盟の改善、修道院長選出の是正、訓練と服従の重視が挙げられる。最小限の収入と確固たる組織を保持するために、多くの修道院があるいは統合され、あるいは廃止された。とはいえ、修道会も修道院も修道士も数を増し続けた。人口の増加とともに斬新な修道院が求められ、十年毎にあらたな宗教施設が建設される。即位した国王や王妃、富裕な貴族やブルジョアすらも、信仰の証しとしてそれらに自己の名を刻むのである。創設の数は一六〇〇年に頂点に達して一〇〇〇を越え、一六四〇年まで勢いが続いた。一五五〇年から一六六八年までに開設された修道院一六六のうち、多数を占めるのがフランシスコ会、カルメル会、アラビダ会である。一六二八年より一六三〇年までについて言えば、修道院の総数は四五九、聖職者の人数は七千四百人(うち修道士四千二百人にして修道女三千二百人であった。全体の三分の一を占めるのはフランシスコ会で群を抜き、これにかなりの差を隔てシトー会、ドミニコ会、イエズス会、ベネディクト会、アウグスチヌス会と続くのである。一六五二年までに新たな修道院も現れたが、全体の比率は変わらない。

この時期にいくつかの修道会が誕生した。スペインにおける聖テレザ・デ・アヴィラと聖ジョアン・デ・ラ・クルズの改革によつてカルメル会と洗足カルメル会が結成され、一五八一年にポルトガルへ導入された。歴史の古いカルトジ才会もようやく一五八七年に伝来したが、伝播は限られていた。ポルトガルの聖者ジョアン・デ・デウスは、慈善家として生涯の大半をスペインで送り、数々の施療院を設立した。コンセプション会、テアティノ会、イギリス・サヴィオル会の修道女、フランス・カプチノ会、オラトリオ会、跣足アウグスチヌス会の修道士も一六六八年以前にポルトガルへ来たが、一般の生活へは影響が乏しく、会士も少数であった。

一六世紀末葉から十七世紀にかけて目覚ましい活動をしたのは、勿論イエズス会士である。一五四〇年僅かに三名がポルトガルへ来た。しかし、一六〇〇年には全土で二十の修道院と六百人人の会士を擁し、修練所、施療院、養護院、学校、研究所を備える。十七世紀の半ばには六五〇名の組織として大学とコレジオ数校を経営した。②

① Freire, *Memórias das Principaes Providencias*, pp.54-55.

② Marquies, *op.cit.*, volume I, pp.285-286.

オラトリオ会の神父ポルタルは大著『リスボン震災詳述』のなかで、緊急政策の指示のもとに救援活動を担った多くの義人を委細に描いている。遺体の埋葬や被災者への支援にとくに尽力したのは、数々のカトリック修道会、すなわちフランシスコ会、カルメル会、イエズス会、ベネディクト会、オラトリオ会、ミニモ会、等々の会士たちであった。

大地震以降も毎日人々は弱震を感じて恐怖を募らせ、聖職者はその都度各人に悔悟を促した。フランシスコ会、カルメル会、イエズス会などの会士がみなそうであり、オラトリオ会でもテオドロ・ダルメイダ神父をはじめ多くの方々が、根気よく信者の救済を祈る。怒れる神に謝罪しなければ、永遠の劫罰こうばつが下される、とこれらの会士も在俗の聖職者も説教したのである。

人々に贖罪しよくざいを促すだけでなく、聖職者はあらゆる博愛的な活動を実践した。自己の手で遺体を掘り起し、荒墟に墓地を設けて埋葬した。また、博愛の模範とも言うべきは、人々を疾病の発生から護るため、腐敗を防げる大穴を掘り、散在する動物の遺骸を埋めたことである。

国民の福祉のためかくも献身的に聖職者が活動し、國務尚書を通して国王陛下はこれに感謝の意を表された。ベネディクト会、聖堂参事会、パウロ隠者会、イエズス会、オラトリオ会、ミニモ会では四八〇の遺体を埋葬し、他の修道会も各々の役割を果たした。①

リスボン大地震における埋葬の事例として本稿ではさきにもアルファマ地区の犠牲者一覧を示したが、ここではサンタ・カタリーナ教区の記録を訳出する。サンタ・カタリーナ教会は高台バイロ・アルトに位置し、その教区にはフランシスコ会のイエス修道院と同施療院、さらにはロレンソ伯爵やアルカソヴァス伯爵の豪邸などがあった。震災の夜サンタ・カタリーナ教会の門前の光景は、ジョアン・クラメの名画に美事描かれる。左記の記録は王権の調査要請に応じた教区司祭の報告であり、遺体発見の地点は明記されるが、職業等は付されていない。一覧に列記されるのは司祭が確認できた犠牲者であり、教会の把握できぬ異教徒、外国人、奴隷、放浪者なども多数死亡したと推察される。

#### サンタ・カタリーナ教区 埋葬一覧

- 一 マリア・ロレタ・クララ †居住するコンデ街で死亡
- 二 ジョゼファ・マルガリダ・デ・エサ (故アントニオ・ジョゼ・デ・エサと妻キテリア・ベルナルダ・ダ・ガマの娘 未婚) †居住するコンデ街で死亡
- 三 マリア・ダ・ルズ (靴職人マンゾの寡婦) †カルデイラ街で死亡
- 四 テレザ・マリア・エガス・ブナロティ (ジョアン・バチスタ・ボナロッティの寡婦) †サン・パウロ教会の罹災で死亡
- 五 アナ・マリア・ブナロティ (前掲テレザの娘 未婚) †サン・パウロ教会の罹災で死亡
- 六 イザベル・マリア・ブナロティ (前掲テレザの娘 未婚) †サン・パウロ教会の罹災で死亡
- 七 ミゲル・アンジエロ・ブナロティ (前掲4の息子 未婚) †サン・パウロ教会の罹災で死亡 (以上ブナロティ家四名はシャガアス河岸に居住)
- 八 ジョゼ・フェレシアノ・ダ・コスタ・レイス (小宗派聖職者ジョゼ・ダ・コスタ・レイスの息子) †居住するポ

① Manuel Portal, *op. cit.*, tome III, p.760.



ルトゲザ街の罹災で死亡

九 マヌエル・アントニオ・デ・ジエス神父 サンタ・カタリーナ教会礼拝堂司祭 †居住するフランジェイロ小路の被災で死亡

十 カエタノ・ダゼヴェド神父 †サンタ・カタリーナ教会カテリーナ教会礼拝堂司祭 †ピカ・グランデに居住し、サンタ・カタリーナ教会で死亡

十一 ドミンゴス・フェルナンデス（アルマダ街居住のジョゼファ・マリアの寡婦） †サンタ・カタリーナ教会で死亡

十二 マリア・イナシア（イナシオ・アントニオの妻） †居住するサンタ・カタリーナ街の罹災で死亡

十三 ベルナルダ（黒人女性、未婚、サンタ・カテリーナ教会雑役婦） †サンタ・カタリーナ教会で死亡

十四 アントニオ・ヴァレリア・デ・リマ（ジョゼ・ヴァテンティン・ラバスコ神父の姪、サンタ・カタリーナ教会補佐員） †居住するランバス街の罹災で死亡

十五 ペレラダ・ベルナルド・ロカベルティ伯爵（ポルトガル駐在スペイン大使） †居住するディレイタ街ジェゼ・デ・メネセス邸の罹災で死亡し、サンタ・カタリーナ教会に埋葬

十六 アントニオ・ルイザ（ベエナルチノ・ペレイラ・デ・ブルゴスの妻） †クルズ街ジエス修道院で死亡し、同修道院に埋葬

十七 アントニオ・デ・メロ・エ・カストロ（アナ・ジョキナ・デ・ブルボンの寡夫） †居住するコンヴェルティダス街の罹災で死亡し、ポリスタス教会・修道院に埋葬

十八 マクシム・ゴメス・バロソ（マヌエル・フランシスコ・バロソの息子） †ソル街に居住し、ディレイタ街の罹災で死亡

十九 アレキサンドロ・プルデンシオ（寡婦フランシスカ・マルガリダの息子 未婚） †モンテ坂に居住。サンタ・カタリーナ教会の被災で死亡し、同教会墓地に埋葬。

①

初出 二〇一六年二月十五日

改編 二〇一九年八月二十九日